

第四十一回国会 衆議院 地方行政委員会災害対策特別委員会連合審査会議録 第一号

(四七)

昭和三十七年八月二十三日(木曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

地方行政委員会

委員長 永田 亮一君

理事小澤 太郎君 理事金子 岩三君

理事額田 彌三君 理事高田 富興君

理事丹羽 喬四郎君 理事太田 一夫君

理事阪上 安太郎君

伊藤 敏君

大沢 雄一君

田川 誠一君

前田 義雄君

二宮 武夫君

門司 亮君

災害対策特別委員会

委員長 稻葉 修君

理事秋山 利恭君 理事大久保 武雄君

理事田中 正巳君 理事古川 文吉君

理事井手 以誠君 理事岡本 隆一君

理事角屋 堅次郎君

井出 太郎君

浦野 幸男君

額田 彌三君

二階堂 進君

松田 鐵藏君

五島 虎雄君

島本 虎三君

芳賀 貢君

山中 日露史君

出席政府委員

總理府委員長

總理府總務長官

總理府總務副長

官

古屋 亨君

總理府事務官

江守 堅太郎君

官房審議室長

齋藤 正君

文部事務官

杉江 清君

文部事務官

五十嵐 義明君

厚生事務官

大山 正君

厚生事務官

津島 文治君

農林事務官

林田 悠紀夫君

農林事務官

庄野 五一郎君

農林事務官

榎田 誠明君

運輸事務官

坂本 信雄君

建設事務官

松澤 雄藏君

建設事務官

山内 一郎君

自治事務官

藤田 義光君

自治事務官

奥野 誠亮君

委員外の出席者

大蔵事務官

宮崎 仁君

大蔵事務官

高柳 忠夫君

大蔵事務官

鈴木 信吾君

農林事務官

石田 朗君

農林事務官

加藤 悌次君

通商産業事務官

加藤 悌次君

労働事務官

坂本 一衛君

労働事務官

坂本 一衛君

自治事務官

松島 五郎君

大臣官房参事

隆君

専門員

曾根 隆君

本日会議に付した案件

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案(内閣提出、第四十回国会開法第一五八号)

〇永田委員長 これより地方行政委員会災害対策特別委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長としての職務を行ないます。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案

助成(第十二条)第十五条

その他の特別の財政援助及び助成(第十六条)第二十四条

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合においては、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。

2 前項の指定を行なう場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

3 前二項の政令の制定又は改正の立案については、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

第二章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

第三条 国は、激甚災害に係る次の各号に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村(以下「特定地方公共団体」という。)がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。

一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

二 前号の災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行なう公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業

三 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

四 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第八條第二項

の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

五 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

六 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十五条第二項から第四項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

七 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八号)第二十七條第二項又は第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業

八 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十九条の規定により都道府県又は市町村が設置した精神薄弱者援護施設の災害復旧事業

九 売春防止法(昭和三十一年法律第十八号)第三十六条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設(市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む)の災害復旧事業

十 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第十七条第一項の規定により設置された伝染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所の災害復旧事業

十一 激甚災害のための伝染病予防法第二十二條の規定による都道府県の支弁又は同法第二十一

条若しくは第二十二條の規定による地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の支弁に係る伝染病予防事業及び伝染病予防法第十九条第二項の規定により市長が行なう伝染病予防事業

十二 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの(他の法令に国の負担若しくは補助に關し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に附随して行なうものを除く。)

十三 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂であつて、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認められたものについて、市町村が行なう排除事業(他の法令に国の負担又は補助に關し別段の定めがあるものを除く。)

十四 激甚災害の発生に伴い浸入した水で侵入状態が政令で定める程度に達するもの(以下「溢水」という。)の排除事業で地方公共団体が施行するもの

2 前項第六号に掲げる児童福祉施設の激甚災害に係る災害復旧事業については、児童福祉法第五十六条の二第一項第一号に該当しないもの(地方公共団体が設置したものを除く)が同項第二号に該当する場合に、当該施設については、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。

(特別財政援助額等)
第四条 前条の規定により国が交付し、又は減少する金額の特定地方公共団体ごとの総額(以下この条において「特別財政援助額」という。)は、特定地方公共団体である都道府県にあつては、政令で定めるところにより算出した同条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

一 激甚災害が発生した年の四月一日の属する会計年度における当該都道府県の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいい、以下この項において「標準税収入」という。)の百分の十をこえ、百分の五十までに相当する額については、百分の五十

二 前号に規定する標準税収入の百分の五十をこえ、百分の百までに相当する額については、百分の五十

三 第一号に規定する標準税収入の百分の百をこえ、百分の二百

までに相当する額については、百分の六十

四 第一号に規定する標準税収入の百分の二百をこえ、百分の四百までに相当する額については、百分の七十

五 第一号に規定する標準税収入の百分の四百をこえ、百分の六百までに相当する額については、百分の八十

六 第一号に規定する標準税収入の百分の六百をこえる額に相当する額については、百分の九

2 特定地方公共団体である市町村に係る特別財政援助額の算定方法は、前項に規定する算定方法に準じて政令で定める。

3 前二項の特別財政援助額は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額に應じ当該各事業ごとに区分して、交付等を行なうものとする。この場合において、事業ごとに区分して交付される交付金は、当該事業についての負担又は補助に係る法令の規定の適用については、当該法令の規定による負担金又は補助金とみなす。

4 前条第一項第十二号から第十四号までに掲げる事業に係る前項による交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林大臣又は建設大臣が行なう。

5 激甚災害に係る前条第一項第五号、第六号及び第九号に掲げる事業のうち、地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業については、国は、政令で定めるところ

により、当該施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市に交付するものとする。

6 第一項から第三項までの規定により国が交付等を行なう特別財政援助額の交付等の時期その他当該特別財政援助額の交付等に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 農林水産業に關する特別の助成
第五條 激甚災害を受けた政令で定める地域における当該激甚災害に係る農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律(昭和二十五年法律第六十九号)以下「暫定措置法」という。)の適用を受ける災害復旧事業をいう。以下この条において同じ。又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業(当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう必要がある農業用施設又は林道の新設又は改良に關する事業をいう。以下この条において同じ。)

については、国は、都道府県に対し、災害復旧事業にあつては暫定措置法第三条第一項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助のほか、予算の範囲内に

において、次に掲げる経費を補助することができる。

一 都道府県が行なう災害復旧事業又は災害関連事業に要する経費の一部

二 都道府県以外の者の行なう災害復旧事業又は災害関連事業につき、都道府県が当該事業を自ら行なうものとした場合においてこの条の規定により補助を受けるべき額を下らない額による補助をする場合におけるその補助に要する経費（その額をこえて補助する場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部

2 前項第一号の規定により国が行なう補助の額は、当該災害復旧事業又は当該災害関連事業に要する経費の額（災害復旧事業にあつては暫定措置法第三条第一項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助の額に相当する部分の額を除く。）のうち政令で定める額に相当する部分の額を政令で定めるところにより区分し、その区分された部分の額にそれぞれ十分の九の範囲内において政令で定める率を乗じて得た額を合算した額とする。

3 前二項の規定により国が補助する額の交付に必要事項は、政令で定める。

（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）

第六条 激甚災害を受けた暫定措置法第二条第四項に規定する共同利用施設のうち、政令で定める地域内の施設については、暫定措置法

第二条第六項及び第七項中「十万円」とあるのは「三万円」と、同法第三条第二項第五号中「十分の二」とあるのは「十分の四（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の九）」とし、その他の地域内の施設については、同号中「十分の二」とあるのは「十分の三（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の五）」とする。

（開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助）

第七条 国は、激甚災害を受けた政令で定める地域において、当該激甚災害を受けた次に掲げる施設（暫定措置法第二条第一項に規定する農業用施設又は同条第四項に規定する共同利用施設に該当するものを除く。）の災害復旧事業であつて施設ごとの工事の費用が三万円以上のものに要する経費につき、都道府県が十分の九（第三号に掲げる施設については、十分の九の範囲内で政令で定める率。以下この条において同じ。）を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が十分の九をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

一 開拓者の住宅、農舎その他政令で定める施設

二 開拓者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの

三 水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの

（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）

第八条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号。以下「天災融資法」という。）第二条第一項の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法の適用については、同法第二条第四項第一号中「十五万円（北海道にあつては二十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は二十万円）」とあるのは「二十万円（北海道にあつては二十五万円、政令で定める経営資金として貸し付けられる場合は五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は二十万円）」とし、同項第二号中「五年」とあるのは「五年（政令で定める経営資金については七年）」とする。

2 天災融資法第二条第三項の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法の適用については、同法第二条第七項中「五百万円（連合会に貸し付けられる場合は一千万円）」とあるのは、「一千万円（連合会に貸し付けられる場合は一千五百万円）」以内で政令で定める額とする。

（森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助）

（土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助）

第九条 国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において森林組合その他政令で定める者が施行する政令で定める林業用施設に係る堆積土砂の排除事業の事業費につき、都道府県が三分の二を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

（土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助）

第十条 国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において土地改良区又は土地改良区連合が政令で定めるところにより湛水の排除事業を施行する場合において、その事業費につき、都道府県が十分の九を下らない率による補助をするときは、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が十分の九をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

（共同利用小型漁船の建造費の補助）

（共同利用小型漁船の建造費の補助）

補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の二分の一を補助することができる。

2 前項の共同利用小型漁船建造費とは、政令で定める要件に該当する漁業協同組合が、政令で定める小型漁船で激甚災害を受けたもの（沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る。）を激甚災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

第四章 中小企業に関する特別の助成

（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）

第十二条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項の保険関係であつて、災害関係保証（政令で定める日までに行なわれた次の各号に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金に係る同項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた当該各号に掲げる者に係るもの）についての同法第三条第一項、第五項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第一項中

補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の二分の一を補助することができる。

補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の二分の一を補助することができる。

「保険価額の合計額が」とあるのは「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証(以下この条において「災害関係保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「その合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第五項中「債務の保証をしたときは、災害関係保証及びその他の保証ごと」と、同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごと」と、それぞれ当該保証をした」と、同条第七項中「債務の保証をした場合において」とあるのは「債務の保証をした場合において、災害関係保証及びその他の保証ごと」とする。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体

二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

2 中小企業信用保険法第三条第一項の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての同条第

二項及び同法第五条の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

(中小企業振興資金等助成法による貸付金の償還期間の特例)

第十三条 都道府県は、中小企業振興資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金であつて、激甚災害を受けた者で政令で定めるものが当該災害を受ける以前に貸付けを受けたものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を二年をこえない範囲内において延長することができる。

(事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助)

第十四条 国は、都道府県が、激甚災害を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の倉庫、生産施設、加工施設その他の共同施設であつて政令で定めるものの災害復旧事業に要する経費につき四分の三を下らない率により補助する場合に、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する経費(都道府県が四分の三をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の三分の二を補助することができる。

(中小企業者に対する資金の融通に関する特例)

第十五条 商工組合中央金庫は、次

の各号に掲げる者に対して、その事業(第二号に掲げる者にあつてはその直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業)の再建に必要な資金を政令で定める日までに貸し付ける場合には、第一号に掲げる中小企業者に対する貸付金にあつては一人につき百万円を、同号に掲げる団体に対する貸付金にあつては一団体につき百万円を、第二号に掲げる団体に対する貸付金にあつてはその直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者(当該貸付金の転貸を受ける者に限る。)一人につき百万円をそれぞれこえない範囲内において政令で定める額を限度として年六分五厘の利率により貸し付けるものとす。国は、必要と認める場合には、政令で定めるところにより、当該貸付けにつき、貸付け後三年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体で政令で定めるもの

二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

第五章 その他の特別の財政援助及び助成

(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)

第十六条 国は、激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二条に規定する社会教育をいう。)に関する施設であつて政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備(以下次項及び次条において「建物等」という。)の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費(買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費及び設備費(以下次項及び次条において「工事費」と総称する。)並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

2 前項に規定する工事費は、当該施設の建物等を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。)ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

3 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基づいて第一項の補助の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)

第十七条 国は、激甚災害を受けた私立の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下同じ。)の用に供される建物等であつて政令で定めるもの(以下次条において「被災私立学校施設」という。)の災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該施設の建物等」とあるのは「当該私立の学校の用に供される建物等」と、同条第三項中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」とそれぞれ読み替へるものとする。

3 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)第五十九条第三項から第六項までの規定は、第一項の規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第三項第三号及び第六項中「役員」とあるのは、学校法人以外の私立の学校の設置者については、「職員」と読み替へるものとする。

(私立学校振興会の業務の特例)

第十八条 私立学校振興会は、私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)第二十二条第一項及び

第二項の規定による業務を行なう
は、学校法人（同法附則第十一
項の規定により民法（明治二十九
年法律第八十九号）第三十四条の
法人を含むものとされる学校法人
をいう。）以外の私立の学校の設置
者に対する被災私立学校施設の災
害の復旧に必要な資金の貸付業務
を行なうことができる。

2 私立学校振興会法第二十五条及
び第二十八条の規定は、前項の規
定による貸付業務について準用す
る。

（市町村が施行する伝染病予防事
業に関する負担の特例）

第十九条 特定地方公共団体である
市町村（指定都市を除く。）が激甚
災害のための伝染病予防事業に関
して行なつた伝染病予防法第二十
一条の支弁（同条第一項第四号に
規定する施設についての災害の復
旧に要する費用及び同法第十九条
第二項に関する諸費を除く。）につ
いては、同法第二十四条中「三分
ノ二」とあるのは「全額」と、同法
第二十五条第一項中「二分ノ一」
とあるのは「三分ノ二」と読み替
えて、それぞれ同法第二十四条又
は第二十五条第一項の規定を適用
する。

（母子福祉資金に関する国の貸付
けの特例）

第二十条 特定地方公共団体である
都道府県（指定都市を含む。）以下
この条において同じ。）に対し、国
が母子福祉資金の貸付等に関する
法律（昭和二十七年法律第三百五
十号。以下この条において「貸付
法」という。）によつて貸し付ける

金額は、激甚災害を受けた会計年
度（以下この条において「被災年
度」という。）及びその翌年度に限
り、同法第十三条第一項の規定に
かわらず、同項の規定によつて
貸し付けるものとされる金額と、
当該都道府県が当該災害による被
害を受けた者（以下この条におい
て「被災者」という。）に対する貸
付金の財源として特別会計に繰り
入れる金額との合計額に相当する
金額とする。

2 前項の都道府県が被災年度の翌
年度の末日までに被災者に対し貸
し付けた金額が、当該都道府県が
被災年度及びその翌年度において
被災者に対する貸付金の財源とし
て特別会計に繰り入れた金額の四
倍に相当する金額に満たないこと
となつた場合には、当該都道府県
は、被災年度の翌年度において
、その満たない額の八分の一に
相当する金額を特別会計に繰り入
れ、又はその満たない額の四分の
一に相当する金額を国に償還しな
ければならない。

3 前項の規定により都道府県が特
別会計に繰り入れなければならない
金額については、貸付法第十三
条第一項の規定は、適用しない。

（水防費の補助の特例）

第二十一条 激甚災害であつて政令
で定める地域に発生したものに關
し、都道府県又は水防法（昭和二
十四年法律第九十三号）第二条
第一項に規定する水防管理団体が
水防のために使用した資材に関する
費用で政令で定めるものについて
は、国は、予算の範囲内におい

て、その費用の三分の二を補助す
ることができる。

（罹災者公営住宅建設事業に対す
る補助の特例）

第二十二条 国は、地方公共団体が
激甚災害を受けた政令で定める地
域にあつた住宅であつて当該激甚
災害により滅失したものにその災
害の当時居住していた者に賃貸す
るため第二種公営住宅を建設する
場合には、公営住宅法第八条第一
項の規定にかかわらず、予算の範
囲内において、その費用の四分の
三を補助することができる。ただ
し、当該災害により滅失した住宅の
戸数の五割に相当する戸数をこえ
る分については、この限りでない。

2 前項の規定による第二種公営住
宅の建設に要する費用についての
国の補助金額の算定については、
公営住宅法第七条第三項の規定を
準用する。

（産業労働者住宅建設資金通の
特例）

第二十三条 住宅金融公庫は、激甚
災害を受けた政令で定める地域に
あつた産業労働者住宅その他の住
宅であつて当該激甚災害により滅
失したものにその災害の当時居住
していた産業労働者の居住の用に
供するため政令で定める日から二
年以内に住宅を建設しようとする
事業者で、主務大臣の定める条件
に該当し、かつ、当該激甚災害に
より産業労働者住宅又は事業場に
著しい損害を受けたものに對し、
産業労働者住宅資金融通法（昭和
二十八年法律第六十三号）第七條
の規定により必要な資金を貸し付

ける場合において、当該事業者が
当該災害のため同法第九条第一項
の償還期間内に償還することが困
難な状況にあると認めるときは、
同項の規定にかかわらず、同項の
規定による償還期間（すえおき期
間を含む。）を三年以内延長し、か
つ、貸付けの日から起算して三年
以内のすえおき期間を設けること
ができる。

（公共土木施設、農地及び農業用
施設等小災害に係る地方債の元利
補助等）

第二十四条 激甚災害を受けた地方
公共団体が政令で定める地域にお
いて施行する当該災害によつて必
要を生じた公共土木施設及び公立
学校施設に係る災害復旧事業のう
ち、公共土木施設に係るものにつ
いては、一箇所の工事の費用が都
道府県及び指定都市にあつては十
万円以上十五万円未満、その他の
市町村にあつては五万円以上十萬
円未満のもの、公立学校施設に係
るものについては、一学校ごとの工事
の費用が十万円をこえるもの（公立
学校施設災害復旧費国庫負担法第
三条の規定による国の負担のない
ものに限る。）の費用に充てるため
発行が許可された地方債について
は、国は、毎会計年度、当該年度
分の元利償還金のうち政令で定め
る額に相当する金額の地方債元利
補助金を当該地方公共団体に交付
するものとする。

2 激甚災害を受けた地域で農地そ
の他の農林水産業施設に係る被害
の著しいものを包括する市町村の
うち政令で定めるもの（以下この

項において「被災市町村」という。）
が施行する農地、農業用施設又は林
道に係る災害復旧事業のうち、一
箇所の工事の費用が三万円以上十
万円未満のもの、の事業費に充てる
ため、農地に係るものにあつては
当該事業費の百分の五十、農業用
施設又は林道に係るものにあつて
は当該事業費の百分の六十五に相
当する額の範囲内（被災市町村の区
域のうち政令で定めるところによ
り特に被害の著しい地域とされる
地域にあつては、当該事業費のう
ち政令で定める部分については百
分の九十の範囲内において政令で
定める率に相当する額の範囲内）
で発行が許可された地方債につい
ては、国は、毎会計年度、当該年
度分の元利償還金のうち政令で定
める額に相当する額の地方債元利
補助金を当該市町村に交付するも
のとする。

3 前二項の地方債は、資金事情の
許す限り、国が、資金運用部資金
又は簡易生命保険及郵便年金特別
会計の積立金（以下次項において
「政府資金」という。）をもつてそ
の全額を引き受けるものとする。

4 第一項又は第二項に規定する地
方債を政府資金で引き受けた場合
における当該地方債の利息の定率
及び償還の方法並びにこれらの規
定による地方債元利補助金の交付に
関し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、施行し、昭和三十
七年四月一日以後に発生した災害につ
いて適用する。

理由

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における災害復旧等の事業の円滑な実施を促進するため、国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永田委員長 まず、提案理由の説明を聴取いたします。徳安総理府総務長官。

○徳安政府委員 ただいま議題となりました激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、第三十九国会において成立いたしました災害対策基本法を本年七月十日から施行いたしましたのでありますが、同法第七章におきまして、著しく激甚である災害が発生した場合における復旧事業等が適切に実施されるための地方公共団体に対する国の財政援助及び被災者に対する特別の助成措置について別に法律を制定すべきこととされております。また、この法律は、できる限り激甚災害発生の特例法を制定することを避け、災害に対する国の負担制度の合理化をはかり、激甚災害に対する施策が円滑に講ぜられるようにすべきこととされております。

本法は、この災害対策基本法の規定の趣旨にのっとりまして、従来激甚災害のつど個別に立法されて参りました各種の国の負担、補助等に関する特例法を総合的に考慮し、合理的かつ

恒久的な制度をつくることを目的としたものであります。

すなわち、まず国民経済に著しい影響を及ぼす災害であつて、その災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成を行ふ必要があるようなものが発生した場合に、政府は、中央防災会議に諮つて、これを激甚災害として指定し、以下に述べる措置のうち、その激甚災害に対して適用すべき措置を指定することといたしております。

この特別措置の内容といたしましては、第一に、公共土木施設、公立文教施設、社会福祉施設の災害復旧事業費等、地方公共団体の負担額を計算し、この地方負担額を当該団体の標準税率収入と比較して一定基準に該当するものにつきまして、超過果進的に負担を軽減するよう特別の財政援助を行なうこととしております。

第二に、農林水産業関係につきましては、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業及び災害関連事業の地元負担を軽減するため、通常の補助のほか、負担が増大するに伴い超過果進的に補助ができることとするともに、農林水産業共同利用施設に対する補助の特例、開拓地の施設等に対する補助、天災融資法の特例、森林組合等の行なう排水事業に対する補助、土地改良区等の行なう排水事業の補助及び共同利用小型漁船建造費の補助につきまして、それぞれ、従来の災害特例立法に準じた措置を定めております。

第三に、中小企業につきましては、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例、中小企業振興資金等助成法による貸付金の償還期間の特例、事業

協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助及び中小企業者に対する資金の融通に関する特例につきまして、それぞれ従来の災害特例立法と同様の措置を規定いたしております。

最後に、以上の各種の措置のほか、公立社会教育施設及び私立学校施設の災害復旧事業に対する補助、私立学校振興会の業務の特例、市町村の施行する伝染病予防事業に関する負担の特例、母子福祉資金に対する国の貸付の特例、水防資材費補助の特例、罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例、産業労働者住宅資金融通の特例並びに公共土木施設、公立学校施設及び農地、農業用施設等の小災害に関する起債の元利補給の特例を定めております。

以上がこの法律案の概要でございますが、この法律が施行されることによりまして、将来著しく激甚である災害が発生した場合におきまして、別に立法を要することなく以上の諸措置が発動されることとなり、災害復旧事業等の迅速かつ適切な執行が行なわれ、また災害を受けた地方公共団体等の経費の負担を適正ならしめるとともに、被災者の災害復興の意欲を振作することとができるものと確信いたしております。

なお、本年すでに発生している集中豪雨及び台風による災害をも考慮して、本法は、その附則において、昭和三十七年四月一日以後に発生した災害についてこの法律を適用することといたしております。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

なおこのプリントをお配りしておる所でありますが、その最後の方に、三十八年四月一日と誤り記入いたしましたものをお配りしている方もあるようでありまして、これはミス・プリントでございます。三十七年四月一日と御訂正をいただきたいと存じます。

○永田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○永田委員長 次に質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。岡本隆一君。

○岡本隆一委員 災害基本法が制定されました。それに伴うところの激甚地の指定基準あるいはまたそれに対する補助の内容等については法律で規定がされ、今度はいよいよそれが目の目を見るところでございますので、まことに御同様にたえないところでござい

ますけれども、今度の法律案を見てみますと、非常に政令にゆだねられていた点が多いのでございまして、きわめて内容が不明確なところが多いと思うのであります。従つて、それらの点についてお尋ねをして参りたいと思ひます。

まず第一に、この法律は一応公共土木の災害と、それから農林水産に対する補助、同時にまた中小企業あるいはその他というふうな四本立てに組まれておりますが、そのそれぞれについて、激甚なる災害と政令で指定するところのという言葉が用いられておるのでございまして、それらについては共通ではなく、個々別々のものであろうというふうに理解されるのでございま

すが、そうでございませうか、あるいは共通な考え方で指定しているのですか。

○宮崎説明員 ただいまの御質問の点は、法律の第二条の規定にございまして、結局あとの構成からもわかりますように、激甚災害という態様が、それぞれの公共施設の災害であるとか、あるいは個人の災害であるとかいうことによりまして違つておりますので、激甚災害指定も、そういった各態様に応じて別々に行なわれるということになろうかと思ひます。従いまして、激甚災害としてはこれは一つでございまして、その災害が起りました場合にどの条項を発動するかということが政令で指定されることになるわけでござい

ます。

○岡本隆一委員 それでは、その被害の状態に応じてそれぞれ違つたところの法的な援助の道が講じられる、こういうふうな理解されるのですが、そういうことですね。

○宮崎説明員 その通りでござい

○岡本隆一委員 それでは、この第三条の公共土木の場合におけるところの「激甚災害に係る次の各号に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村」とございまして、この政令で定める基準というのとはどういうことなのでしょう。

○宮崎説明員 この場合は、すでに資料等で説明をいたしておると思ひますが、公共団体の負担にかかわる災害につきましては、ここに法律に列挙してございまして、ここに法律に列挙しての地方負担を合計いたしまして、その地方負担額が当該団体の標準税率収入の

二〇%をこえる場合、そういう団体が指定されるということになるわけでございます。それが政令で二〇%ということが書かれるわけでございます。市町村につきましては、それが一〇%でございます。

○岡本(隆)委員 それでは、自治省にお伺いいたしますけれども、一般に都道府県または市町村の事業費とか人件費とか、そういうふうなものを省いたいろいろな事業に使っていくところの費用というものは、地方財政の中で平均して大体どれくらいのパーセンテージになるのか。

○松島説明員 三十七年度の地方財政計画で、公共事業、単独事業、災害復旧事業等のいわゆる投資的経費の全財政計画上の歳出規模に占めます割合は、三五%となっております。

○岡本(隆)委員 それは中央からくるところの補助、そういうようなものを差し引いたものですか、そういうものを含めたものですか。

○松島説明員 財政規模全体のうちに占める割合でございますので、国から交付されます負担金を加えたものでございます。

○岡本(隆)委員 そういたしますと、実質的に市町村の基準財政収入額の中で何パーセントが事業費に回っておるのか、そういう点を私はお聞きしているのです。

○松島説明員 どうも私、御質問の御趣旨をのみ込みかねて、見当違いのお答えになるかも知れませんが、今申し上げましたのは、地方財政計画の歳出規模、この歳出は国庫支出金、地方交付税、地方債あるいは地方税というふうな収入によってまかなわれるもので

ございますが、その歳出規模のうち三五%が投資的経費であるということとを申し上げたわけでございます。なおこの投資的経費のうちには、一般の公共事業、国の直轄事業に対する負担金あるいは失業対策事業、それから府県市町村の行ないます単独事業、それから今問題になっております災害復旧事業等も、いずれも含まれております。

○岡本(隆)委員 私が知りたいのは、今都道府県では基準財政収入額の二〇%、それから市町村では基準財政収入額の一〇%、ところが今あなたの仰せによりますと、地方財政の全体の規模の中で三五%というふうなものと、国の補助とか、そういうふうなものを引きまして、各地方団体の基準財政収入額の中において、そういうふうなトンネルで出ていくところの金以外に、事業費として年々使われていく金というものは一〇%か、あるいはそれをこえるのじゃないか、こういうふうに私は思うのであります。従って、そういうふうな基準財政収入額の中において占めるところの事業費のパーセンテージと、それから今災害復旧費として地方が負担しなければならぬものが一〇%をこえる場合というふうなものと

の比較においては、地方の負担が災害復旧という仕事に対して非常に重いんじゃないかというふうなことを懸念するのでございますが、そういう点の比率を、もう少し比較においてわかりやすく御説明願いたいのです。

○松島説明員 ただいまお尋ねのございました、三十七年度で申しますと、公共事業として行なわれます災害復旧事業の総額が八百九十三億円の予定になっております。これに對しまして国庫負担金が七百二億円交付いたされま

すので、公共事業としての災害復旧事業に對します地方負担は百九十一億でございます。そのほか地方が単独で行ないます災害復旧事業がございまして、それを加えますと約四百億円でございまして、それに対して昭和三十一年度の地方税の収入見込み額は九千三百億になっておりますので、大体四〇%程度であらうかと考えております。

○岡本(隆)委員 それは、国全体の地方財政規模と、それから災害復旧費とを比較されるからそのように低いものが出てくるのです。しかしながら、災害を受けておる当該府県というものの財政的影響というものは考えられな

いわけでありまして、だから、今のあなたの比較されるところは、片一方では災害を受けていない、全然災害の影響のないところのものを含めたところの全体の財政規模というものを片一方にとり、片一方では災害復旧費というものをとりながら、そんなに少ないパーセンテージが出てくるので

す。だから、各当該府県ですと、たとえば特定の、今度北海道へ行つて参りましたが、北海道の砂川町なら砂川町というところの財政規模というものの、基準財政収入額、その基準財政収入額の中で、年々砂川町は一体何ほどの事業費を使っておるか、事業費として使える金というものは、人件費とかその他いろいろ、どうしても行政に必要なものを持っておらない。そのわずかなりば一〇%まではまるまるかぶつていかなければならぬ、こういうふうな

考え方での法律が立てられておるといふところに、災害によるところの地方財政への非常なし寄せといひますか、負担過重が起るのではないかと、負担過重を私は心配いたしますので、そういうふうな比較においてわかりやすく御説明願いたい、こういうふうな申しておるのです。

○松島説明員 ただいま一〇%とありますのは、総体の事業費に對します、通常の災害復旧事業費に對しまして国庫負担が行なわれた後におきます市町村の負担が、当該団体の税収入に對して一〇%以上、こういうことでござい

ます。従いまして、これは災害復旧事業は一年で復旧することが望ましいわけでございますが、実際は三年ないし四年かかっておりますので、これを考えますと、一〇%というのは、かりに三年とすれば三・三%、四年とすれば二・五%という程度になるわけであり

ます。なお残りました地方負担がかりに一〇%といたしましても、その団体が全部当該年度の一般財源から支弁をしなければならぬというわけではございせん。それに対しては、起債によって処理をするという方途もとっておるわけでありまして、必ずしもそのことが非常に大きな財政負担になるといふふうには私も思っておりません。

○岡本(隆)委員 そういたしますと、三年間とすれば平均して三・三%、あるいはそれよりも少し減る。しかしながらこれがそういうふうにならない範囲において、災害常襲地帯年々災害がやってくる、そういうところで一〇%未満のものが三年間続いたというふうな場合には、平均しては一〇%というふうなところになってくる。そういうことになってくると、相当財政負担は苦しいんじゃないかと思えるのですが、そういう場合には、連年災害の中にもそれは入ってこないと思うのです。連年災害の場合には、三年間の合計が基準財政収入額の三倍にならなければいかならぬわけですから、だから連年災害にも入ってこないと思うのですが、そういうふうなこともなきにしもあらずで、北海道では現実に二年間続いてやっております。それからまた九州であるとか、あるいはまた近畿でも、そういうふうな災害常襲地帯というものはございまして、そういう地域におけるところの財政的影響というものはどうなるのですか。

○松島説明員 現在町村の人口八千ないし一万二、三千のところをとってみまして、大体その辺の平均の税収入がどの程度になるかということでございますが、これは三十七年度では標準税収入で千五百万円ないしそれを若干上回る程度ではなからうかと考えております。従つてその一〇%ということになりますと、百五十万円でございます。これを三年ないし四年で仕事をやるといふ場合の地方負担を考えますと、年の地方負担は四、五十万円程度にとどまるのではないかと。もちろんこれも町村の財政にとつては大きな問題ではございまして、一方においては起債によつてないでいくという方法も講ぜられておりますので、必ずしも当該団体の財政に決定的な影響を及ぼすものとは考えなくてもいいのじゃないかと考えております。なお連年災害の場合には、御指摘のように累積した

て参りますので、必ずしも一〇%を三年に割っていくというわけに参りませんけれども、そういう場合には起債の充当率を高めることによって、地方負担を軽減していくというふうな方途もさしあたって考えて参りたいと考えておりますので、全体としては適正に財政運営が確保されるもの、こういうふうなことを考えております。

○岡本(隆)委員 この災害の発生の場合でございますけれども、河川の改修がほとんど行なわれず、だんだん上流地域が安全になればなるに従って、下流地域は全部負担をかぶるような傾向が近年出て参つておる。だから災害というものが特定の地域にだんだん集約されていくという傾向があるわけですね。そういう場合に宿命的な、たとえば伊賀の上野の盆地であるとか、あるいは京都でありますと亀岡であるとか、そういうふうな宿命的に上流の影響を受けて災害を連年起こしてくるというふうな地域にあっては、それが単に三年にとどまらないで、たとえば十一年の間に六回も七回も見舞われるというふうなことは、これは現実にあるのです。そういった事実と、そういうところの市町村の財政負担に對しては、一〇%まではノー・コメントだというふうな考え方は、これは相当地方の財政負担を圧迫するといふふうなことがありますので、これはやはり連年災害の規定の考え方をこの中へも入れて、何か特定の方途を講じなければ、私は地方財政への影響というものを無視するわけにいかないと思うのでございます。しかし、たとえば平均で千五百万の財政収入に對して、一〇%なら百五十万じゃないか、

それを三年でなしていくとすれば、年に五十万消化すればいいじゃないかというところでございまして、しかしながら、千五百万程度の財政収入額の地方団体の中で、その中から人件費だとかその他大きないろいろなものを引いていけば、事業費としてわずかなものしか見積もられておらないと思う。ところが、またその中からそのような一〇%に相当する金額というものは、これは無視できないと思ひますから、私の方でもこういう問題について、この法案について修正を考へていきたいと思つておりますから、政令の方でも一つそういう点考慮を願ひたいと思ひます。

それから次に移つていきます。第五條でございまして、激甚災害を受けたと政令で定める地域というこの考え方は、合併前の市町村の区域をもさすものなのか、あるいは現在の行政区域をさすものなのか。

○宮崎説明員 この法律としては規定してございせんが、町村合併促進法の附則が生きておりますから、当然旧市町村の区域で計算した方が有利であるという場合には、旧市町村の区域によつて計算をいたすことになりま

す。

○岡本(隆)委員 それから農地の災害復旧に對する考え方が、農地はいくつかありますが、農林水産業全体について考へてみると、これは個人災害に對するところの助成でございまして、この農家の個人災害に對する助成の考え方の中に、復旧費だけを基準にしたのでは少し無照じやないかと思うのです。各所に政令で定めるといふのがたくさん出ておりますが、これらについ

ての、たとえば天災融資法の場合なんかの激甚地指定というものは、農地の復旧の場合とは別の形のものののですか。それとも大体同じ考え方ではめていくのですか。

○宮崎説明員 この条文の規定で分けておりますように、やはり農地の施設というものは、施設関係の災害の負担というものは、第五條の規定でやつて参るわけでありまして、天災融資法のうな、いわゆる営農資金につきましては、これは農家の負担として見ますと、同じように考へて合算していくというところも一つの考え方でありまして、いろいろな農林省当局とも議論のありました末に、やはりこれは別にした方が実情に合うというところで、天災融資法の関係は第八條に別に規定したような次第でございまして、

○岡本(隆)委員 そうしますと、第五條の場合には、復旧費の地元負担額が一戸当たり二万円以上になる場合といふふうな資料をいただいておりますが、第八條のこの激甚地の指定基準といふものはどういふふうになっておりますか。

○宮崎説明員 この第八條を發動させるのは、これはいわゆる激甚災害の指定でございまして、その指定をどういふ基準でやるかというところは、御説明があらうと思いますが、中央防災会議できめてやつていく、こういうことになつておるわけでございます。従いまして、どういふ基準で第八條の規定を適用させるかということ、一般的にできていないわけでありまして、

○岡本(隆)委員 天災災害基本法ができたのは、そのつど法律で定めたり、そのつどいろいろ協議しなくても、災

害に對するところのいろいろな手当が自動的に發動していくようにといふうな声が強かつたのが、災害基本法が成立した根本的な理由だと思つたのです。この第五條の場合の農地の復旧などについては、激甚地域の指定基準といふものができています。しかし、第八條の發動については地準も何もなくて、そのつど相談するのだというふうなことは、どうも理解しにくいのです。が、どういふ場合にこの天災融資法の激甚地指定をやるのだというふうなうか、それを御説明願ひたい。

○宮崎説明員 最初にこの法律の構成を提案理由で御説明いたしてございまして、要するに全体を通じて、この激甚災害といふものの指定が行なわれなければ發動されない。第五條の規定も同様でありまして、やはり激甚災害としての指定がなければ發動がないわけでございます。同様に、第八條もそういうことになつておるわけでありまして、それについては、そのつどそのつど議論しては、これは非常に不公平にもなりまして、御指摘もございまして、中央防災会議という最高の会議をつくりまして、その最高の会議においてきめていくということになつておるわけでございます。この法律が通りますれば、すでに防災会議の構成もできておられますから、その方だんだん進められると思つております。考え方ということになれば、たとえば天災融資法の問題であれば、やはりこの法律の第二條にございまして、それが国民経済的に見て非常に大きな災害であるというふうなものが指定されること

になるわけでございますが、それはどの程度でやるか。これは従来の実績もございまして、またいろいろな考え方もあるまいし、それを防災会議という高いところで議論していく、こういうことになつておるわけでございます。従いまして、ある程度そういった実績が積み重なつて参りますれば、それでもって大体運営ができていく、こういうふうになるかと考へております。

○岡本(隆)委員 農地の災害復旧費が、その地方の農家の一戸当たり平均二万円以上というふうな場合に、激甚災害として指定する。ところが災害復旧費を伴わないような災害といふものは、これもだんだん増加しつつある。それは、御承知のように長期湛水でなく、逆水によるところの農林災害につきましては、稲がたつかるだけで、泥もあまりかぶりませんから、従つて復旧費はあまり要らない。だから個人災害だけにとどまるわけですね。しかしながら、それが長期湛水いたしますと、すっかり稲が腐つて、収穫がほとんどないに等しいといふふうな事態がやつてくる。ところがその湛水地帯といふものは、これは地域がすでにきまつておまして、全国至るところにそういうのがほとんどふつとあるわけですが、つまり護岸が強化され、上流の河川が改修されれば、そのしわ寄せは全部下流の、たとえば川の合流地点というふうなところへ集まつて参りまして、そういうところでは長期湛水の常襲地帯ということになつてきます。そうすると、その地帯は、別に他の条件を仮定しない限りにおいては、その泥も砂利もかぶりませんから、災害復旧費といふものは伴い

ません。水が引けばそれまでなんです。しかしながら、その地帯の農家というものは収入皆無になるわけです。だから、その場合にはやはり天災融資法であるとか、あるいは自創資金の貸付であるとか、あるいはその他の政府の援助にたよるよりほか、これは生きる道はないわけでありまして、そういう地域についての農民の個人災害に対するところの救済、これは救済というよりも、むしろ補償という考え方でいかなければならないのではないかと。また現地農民は、そういう点については政府によるところの補償ということをはっきり打ち出して、補償要求というものを今日叫んでおられるわけですね。そういうものに対する施策をどうされるか。これは事務的にはまた事務当局からお答え願いたい、次官の方から、そういう点についての基本的な政府の考え方を示し願いたい。

○庄野政府委員 長期湛水の問題であります。が、激甚災害の指定があった場合の長期湛水につきましては、第十条に規定がございまして、「土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助」ということで、政令で定める区域において土地改良区が湛水の排除事業を施行する場合には、県に十分の九の補助をする、こういうことになっております。この大規模は三十六年災と同じで、大体一区域三十ヘクタール以上で、一週間以上湛水した場合をこの対象にしていきたい、こういうふうに考えております。

それから今御指摘になりましたように、こういう激甚災害でなくとも、長期湛水の区域が最近ふえている、こういうふうなお話でございしますが、そういうものに対しては、農地局といったしまして、三十七年度から新規事業として湛水排除の事業をたいていやっております。これはいわゆる防災措置という考え方で、長期湛水の過去における経験なり、今後おそれのあるところにつきましては、防災事業といたしましてポンプの増強、あるいは排水樋門の改良、そういう面に対しては、国の助成事業として本年から開始して、逐次この計画的な解消を進めたい、こういうふうな考えでおります。

○岡本(隆)委員 排水問題については後ほどお尋ねをいたしたいと思うのでありますけれども、その前に、災害復旧費を伴わなければ激甚地指定にならない、そうすると、復旧費を伴わないような個人災害がだんだんふえてきておるのに対して、この法律は何も手が打たれておらないのじゃないか。だから、その点を私はお尋ねしておるのでございまして、年々歳々湛水常襲地帯で収穫が落ちていく。たとえば私は昨晩帰ってきたのですが、先日北海道へ参りまして、石狩川と千歳川で、合流地点の近くあたりの開拓農民などは、去年も収穫皆無、今年も収穫皆無だった。今は二週間ほど避難しておったのを、家へ帰ってきて、おつゆにイモを浮かべて食べておる、そういうふうなことを訴えておりました。私も非常に悲壮な状態に同情の念を禁じ得なかったのです。そのような地帯にありましては、もう去年も長期湛水で相当やられて収穫がなかった。しかし去年はあとでまた穂が出てきて、三割ぐらいの収穫があったので、飯米を少々は確保できた。ところがこしは、全く収穫皆無という状態であります。去年は、

ことしの営農のために、借りられるだけの融資を受けておる。そしてまた自創資金も借りておる。しかし、こし引き續いてもう一度それを借りようとしても、もう返すめども自信もないから、借りることすらためらわざるを得ない。また貸す側の農協の方でも、全部預金を引き出されてしまつておる。だから、資金が枯渇しておるところに、また今度貸して、はたして返し得られるだろうかというのを案じるから、貸すことにも足踏みをしておる。こういうふうな連年、二年にわたつたところの湛水のために、非常に悲惨な境遇に追い込まれておる農民にとりましては、こういうふうな農民の個人災害に對するところの救済ないしは補償の道というものは、非常な重大な関心のあるところです。それに対して今度の災害でも、また天災融資法の場合でも、私は何か特例の道があるのかと思つてお尋ねをいたしましたところ、どうも特例の道はないようございまして。その点、政府としてどうお考えになりますか、どのような形でそういう窮迫した農民を救済されようと思つたのか、その辺の御方針を承りたい。

○林田政府委員 今先生のおっしゃいましたように、何年も続けて災害を受けた場合におきまして、これは非常に気の毒な問題でございまして。現在は共済保険の制度が農作物、蚕繭、家畜についてございまして。農作物につきましては、直ちに共済保険で仮渡しをいたすことにいたしております。単位組合の金が足りないという場合には、中央の方から概算払いをするとかいうことをやっておる次第でございまして。そのほかに、今おっしゃいましたように、

天災融資法とか、あるいは自創資金とか、あるいは公庫資金とか、いろいろ融資の制度がございまして。また二年も三年も続けて災害を受けたような場合につきましては、その融資の返還の場合に、いろいろ考慮を行なうということをやっておる次第であります。

○岡本(隆)委員 共済保険と申しましたも、それは、収穫が平年作に対する六〇%か、それ以下のものであるように私は聞いております。従つて共済保険だけでは足りないから、一応そのようないろんな道が講ぜられておる。ところがその講ぜられておるのに対して、そういう連年やられていった地帯に対して、特別に何か考慮していくということがなければならぬ。一年だけなら耐えられると思う。それが二年、三年となつて参りますと、これは非常に深い痛手になってくる。だから、そういうものについては、特に格別の配慮がなければならぬ。たとえば京都府にありまして、由良川筋で、去年は稲架にかけたまま稲を流されております。これは桂川筋においても同様であります。ところがこしは、また麦をすつかり流されておる。去年稲を流されて、こしは麦を流されて、二年にわたつてそのようなことが續いて、さらにまた今年もどうなるかわからぬ。またその前年、前々年は流されておらないけれども、やはり湛水のために相当な減収になっておる。こういうふうな地域に対する救済は、あえて私は、身近にそういう例を見ておるし、また今度北海道に参りまして、農民のそういう問題についての悲愴な話を聞きましたので、特にこの点、政府の方としても格別の配慮をしていただかなければならない、こういうふうに思つたものであります。この問題は、いづれまたほかの委員からも意見が出るであらうと思ひますし、さらにまた、お尋ねしておりましたも、どうも満足のできるような御答弁がございませんで、この程度で打ち切つておきたいと思ひます。

次に、今の湛水の問題でございまして、けれども、この湛水の場合、三十ヘクタール、一週間というなにごとでございまして、この湛水の期間を一週間と定められておること、これについては、私は問題があると思うのです。というのは、今庄野さんからお話がございましたように、湛水排除事業というものを今後やっていきたいというふうなお考えでございまして、あるいはまた、そうでなくとも、各町村においては農業団体に補助をいたしまして、どんどん湛水をできるだけ早く排除してしまふ施設の強化をやつております。金をかけて施設の強化をやつて、早く排除してしまへば、もう激甚地帯として扱われぬ。こういうことになつて参りますと、施設は強化して金は入れた、しかもそのためにやはり事業費も相当要ります。電力その他の油であるとか、そういうふうなものも相当要ります。金をかけて早く排除してしまへば、それに対する費用は全然めんどろを見てもらえない、そういうふうな施設を行なうことに努力をしなかつたために長期湛水しておつたところは、十分の九の補助が受けられるということでは、非常に不公平があるのではないかと。これは、そうなるまでには政府が相当金を入れてやつたから、助かつた

だけいいじゃないか、しんぼうしろというふうなお考えかもしれないけれども、そこには、やはり地方の努力というものが無視されておるといふ点において、私は長期湛水の三十ヘクタールはいいとしたしまして、一週間というのは少し長過ぎやしないか、また、努力すれば、その努力が報いられるような道が講じられておらなければならぬと思ひますけれども、この辺についてお考えを承りたいと思ひます。

○庄野政府委員 御指摘の通り、湛水地区につきましては、被害が起ればこの激甚災法によりまして、また被害が起りそうなるところは、先ほど申しました湛水防除、それから一般の土地改良といったしまして、国営、県営、団体管というふうな補助体系によりまして、排水改良というところを実施して参つておるわけでございます。ただいまの土地改良の建前として、施設についての負担につきましては、国がこれを助成して農民負担の軽減をはかる、こういうことに相なっております。管理につきましては、特殊の場合のみについてこれを直轄管理するか、県に補助をして管理するか、こういった道が開けつつありますが、一般的に申しまして、施設管理は農民の負担でやるという建前でやっております。それで、御指摘のような一部の矛盾が生じる場合もあるかと思ひますけれども、やはり施設ができました以上は、それを農民が常に管理いたしましたして被害を最小にとどめるといふのは、やはり農民において最善の努力をしてもらふ、こういうふうな考え方をします。そういう限度を越えまして激甚災の場合に国がこれを補助する、こ

ういう建前に考へておるわけでございます。

○岡本隆委員 どうももう一つふに落ちないのですが、この湛水地帯につきましては従来から問題になっておりましたのは、必ずしも農地の水だけではなく、他の林野からも、その他都市等からの水も全部加わって、それが低いところの農地へ湛水する。だから、それを農業施設だけでも排水していく、しかもそれが土地改良組合の負担に全部なつておるといふようなことは、非常に矛盾しておるといふことから、府県でも相当排水事業費については援助しております。従つてその援助した額について、長期湛水のものについては十分の九くらいはめんどうを見てよろしい、この十条を裏返せば、十分の九までは土地改良区がやっておる排水事業でも、府県は電力料その他金を出してやつてよろしい、そして、それが長期湛水の激甚地指定になる場合については、全額国がそれを補償します。

るかということも、もう少し、事務的なものの方でなしに、お答えを願ひたいと思ひます。

○山内政府委員 これは、三十四災と同じような政令の指定をしたと思つております。従つて、都道府県につきましては百万円をこえるようなところ、それから水防団体においては二十万門をこえるところ、そういうところを指定する予定でございます。

た問題を中心としたしまして、相当重要な点を政令にゆだねておるのは適當でないと思ひます。やはりもっとはっきり法の上に明文化していく必要があるのじゃないか、こう思ふわけですが、特に政令にゆだねた思想的な考えといひますか、その点を一つ伺つておきたいと思ひます。

○庄野政府委員 農林省の問題でございますので、私からお答えさせていただきます。

御指摘の通り、そういう点はごもっともだと思つております。排水の問題につきましては、御指摘のように、全面的に、農業の水ばかりじゃない、市街地の水もあり、あるいは山間地から落ちてくる水もあるわけでございます。そういう意味におきまして、この激甚災の場合は、十分の九が国の補助でありまして、十分の一が地元負担、こういうことになるわけでございます。

○岡本隆委員 今の御答弁でよくわかりました。では私は、私に割り当てられた時間をこえておりますので、この程度で質問を打ち切りたいと思ひますが、この政令の内容には、それぞれある程度の、というよりも相当不備な点があると思ひますので、われわれの方でも修正をしたり、あるいは政令内容をはつきり法文に出してもらいたいというふうな形で自民党の方へ申し入れるはずでございます。それから、政府の方でも御考慮願ひまして、もっとはつきりした法律で、しかも内容のもっと行き届いたものに、被災者の身になって十分御考慮願ひすることをお願いいたします。私の質問を終わります。

○徳安政府委員 先ほどから岡本委員の御質問等もございました。ただいま中村委員からも御質問がございました。お聞きしております。私どももごもっともだと思ふような点もたくさんございます。何しろこの法律は、御承知のように各省にまたがっております。従つて、よくよく総理府が世話役をしたという程度でございますが、非常に大きく問題を取り扱い、しかも各省にまたがっております。その調整が非常に困難でございます。ために、現段階におきましては、不満足ながらも、この程度で一応しんぼうを願ひまして、そして災害ということにつきましては、与野党を問わず同じ考え方でございます。次の通常国会まで一つの課題として御研究願ひつて、改正すべきものは改正して一向政府の方としても差しつかえないと思ひます。ただ、今までもこまめに参りまして関係から、早く防災会議を開きまして、もし災害等が起きたときには処置がとれないことになりまして、早くこの法律を通していただいた上で、さらに再検討すべきものがあれば与野党よく御相談願ひ、政府でももう一べん考える。私も説明を聞いております。もう一べん検討したかどうかと思ふものもございまして、けれども、しかし何しろ日が迫つており

○岡本隆委員 どうももう一つふに落ちないのですが、この湛水地帯につきましては従来から問題になっておりましたのは、必ずしも農地の水だけではなく、他の林野からも、その他都市等からの水も全部加わって、それが低いところの農地へ湛水する。だから、それを農業施設だけでも排水していく、しかもそれが土地改良組合の負担に全部なつておるといふようなことは、非常に矛盾しておるといふことから、府県でも相当排水事業費については援助しております。従つてその援助した額について、長期湛水のものについては十分の九くらいはめんどうを見てよろしい、この十条を裏返せば、十分の九までは土地改良区がやっておる排水事業でも、府県は電力料その他金を出してやつてよろしい、そして、それが長期湛水の激甚地指定になる場合については、全額国がそれを補償します。

○岡本隆委員 政務次官にお答え願ひたいと思ひますが、どうも話をよく聞いていただいております。今後考へていきたいというふうなことでございます。この問題は一つ真剣に御検討願ひたいと思ひます。

○中村(重)委員 総務長官にまずお聞きいたしますが、ただいま岡本委員からいろいろ指摘がございました。この法律は前向きな法律であると言へるわけでございます。しかし、どうも全般を見通してみますと、政令にゆだねておる事項が非常に多い。しかも激甚災害の指定の基準であるとか、あるいは市町村の負担額に対する算定の方法、これは都道府県に準ずるといふ形で政令にゆだねておる。そういう

○中村(重)委員 総務長官にまずお聞きいたしますが、ただいま岡本委員からいろいろ指摘がございました。この法律は前向きな法律であると言へるわけでございます。しかし、どうも全般を見通してみますと、政令にゆだねておる事項が非常に多い。しかも激甚災害の指定の基準であるとか、あるいは市町村の負担額に対する算定の方法、これは都道府県に準ずるといふ形で政令にゆだねておる。そういう

○岡本隆委員 政務次官にお答え願ひたいと思ひますが、どうも話をよく聞いていただいております。今後考へていきたいというふうなことでございます。この問題は一つ真剣に御検討願ひたいと思ひます。

○中村(重)委員 総務長官にまずお聞きいたしますが、ただいま岡本委員からいろいろ指摘がございました。この法律は前向きな法律であると言へるわけでございます。しかし、どうも全般を見通してみますと、政令にゆだねておる事項が非常に多い。しかも激甚災害の指定の基準であるとか、あるいは市町村の負担額に対する算定の方法、これは都道府県に準ずるといふ形で政令にゆだねておる。そういう

○中村(重)委員 総務長官にまずお聞きいたしますが、ただいま岡本委員からいろいろ指摘がございました。この法律は前向きな法律であると言へるわけでございます。しかし、どうも全般を見通してみますと、政令にゆだねておる事項が非常に多い。しかも激甚災害の指定の基準であるとか、あるいは市町村の負担額に対する算定の方法、これは都道府県に準ずるといふ形で政令にゆだねておる。そういう

○中村(重)委員 総務長官にまずお聞きいたしますが、ただいま岡本委員からいろいろ指摘がございました。この法律は前向きな法律であると言へるわけでございます。しかし、どうも全般を見通してみますと、政令にゆだねておる事項が非常に多い。しかも激甚災害の指定の基準であるとか、あるいは市町村の負担額に対する算定の方法、これは都道府県に準ずるといふ形で政令にゆだねておる。そういう

○岡本隆委員 政務次官にお答え願ひたいと思ひますが、どうも話をよく聞いていただいております。今後考へていきたいというふうなことでございます。この問題は一つ真剣に御検討願ひたいと思ひます。

○中村(重)委員 総務長官にまずお聞きいたしますが、ただいま岡本委員からいろいろ指摘がございました。この法律は前向きな法律であると言へるわけでございます。しかし、どうも全般を見通してみますと、政令にゆだねておる事項が非常に多い。しかも激甚災害の指定の基準であるとか、あるいは市町村の負担額に対する算定の方法、これは都道府県に準ずるといふ形で政令にゆだねておる。そういう

○中村(重)委員 総務長官にまずお聞きいたしますが、ただいま岡本委員からいろいろ指摘がございました。この法律は前向きな法律であると言へるわけでございます。しかし、どうも全般を見通してみますと、政令にゆだねておる事項が非常に多い。しかも激甚災害の指定の基準であるとか、あるいは市町村の負担額に対する算定の方法、これは都道府県に準ずるといふ形で政令にゆだねておる。そういう

○中村(重)委員 総務長官にまずお聞きいたしますが、ただいま岡本委員からいろいろ指摘がございました。この法律は前向きな法律であると言へるわけでございます。しかし、どうも全般を見通してみますと、政令にゆだねておる事項が非常に多い。しかも激甚災害の指定の基準であるとか、あるいは市町村の負担額に対する算定の方法、これは都道府県に準ずるといふ形で政令にゆだねておる。そういう

○岡本隆委員 政務次官にお答え願ひたいと思ひますが、どうも話をよく聞いていただいております。今後考へていきたいというふうなことでございます。この問題は一つ真剣に御検討願ひたいと思ひます。

○中村(重)委員 総務長官にまずお聞きいたしますが、ただいま岡本委員からいろいろ指摘がございました。この法律は前向きな法律であると言へるわけでございます。しかし、どうも全般を見通してみますと、政令にゆだねておる事項が非常に多い。しかも激甚災害の指定の基準であるとか、あるいは市町村の負担額に対する算定の方法、これは都道府県に準ずるといふ形で政令にゆだねておる。そういう

○中村(重)委員 総務長官にまずお聞きいたしますが、ただいま岡本委員からいろいろ指摘がございました。この法律は前向きな法律であると言へるわけでございます。しかし、どうも全般を見通してみますと、政令にゆだねておる事項が非常に多い。しかも激甚災害の指定の基準であるとか、あるいは市町村の負担額に対する算定の方法、これは都道府県に準ずるといふ形で政令にゆだねておる。そういう

○中村(重)委員 総務長官にまずお聞きいたしますが、ただいま岡本委員からいろいろ指摘がございました。この法律は前向きな法律であると言へるわけでございます。しかし、どうも全般を見通してみますと、政令にゆだねておる事項が非常に多い。しかも激甚災害の指定の基準であるとか、あるいは市町村の負担額に対する算定の方法、これは都道府県に準ずるといふ形で政令にゆだねておる。そういう

まして、この法案を早く通していただきませんと、防災会議を開きましても仕事ができないという関係がございまして、不満足ながらこの法案を出しおるようなわけでありまして、そういうわけでありまして、どうぞ一つ……いろいろかゆいところに手の届くような点につきましては、先ほど岡本先生からお話がありまして、私も非常に傾聴すべき点があると思ひます。そこまで手が届くような法案にすべきだと思ふのですけれども、その点にはまだ行き届かなかった点が多いようにございまして、何しろほとんど役所に関係してゐる法案でございまして、その折衝なり過去のいろいろな関係等を勘案し、あるいは伊勢湾台風等の実績等にもかんがひまして、いろいろ研究の結果、現段階ではこれより上げた方なからうということと、まづ上げたものでございまして、いろいろのお説は次の課題として御検討いただきたい。政府も決してこの法案が万全だ、これ以上一切改正はまかりませんという考え方は持っておりませんから、さよう御了承いただきたいと思ひます。

○藤田政府委員 先ほどの岡本委員の御質問に答弁もいたしませんし、今の総務長官の答弁に補足して私からお答えいたします。

この法律は、御指摘の通り三十幾つの法令が必要でございまして、立法技術として妥当でないことは、十分われわれも承知しておりますが、何分にも初めての総合立法でございまして、今後この法律を実施いたしまして、いろいろな経験を積んだ上で順次立法化していく、こういう方針をわれわれとてお

ることだけを御了承願ひたいと思ひます。

○中村(重)委員 お気持はよくわかつたわけですが、しかし拙速主義必ずしも好ましいことではありませぬ。また悪いものは直さなければならいと思ひます。でも、朝令暮改ということも、必ずしもこれはいいことではない。そこで、激甚災害の財政援助を受けるための指定というものは、これは指定の基準をつくるというところが非常に重要な点だと思ふ。地方自治体の関心というものは、ここに集中してゐると申し上げてもいいのじゃないかと思ひます。この点は、先ほどの御答弁、あるいはいろいろないただきました資料から見ても、都道府県が二〇%、市町村が一〇%以上、こういうことになっておるようでありまして、今度北海道並びに九州各県の被害があつたわけでありまして、これらの被害の府県、市町村は相当大きな被害を受けておる。ところがこの政令で定めようとする基準でいきます場合は、はたして適用を受けるのか、こういったようなことで相当頭を痛めておる。指定を受けなければ、激甚じゃないから仕方がないじゃないか、こう簡単にはなかなか片づけられるものではないと思ふ。そういう点からいふと、この点は相当総務長官並びに政務次官も頭を悩ましてゐる。ここは当然法ですべきものだし、また政令で定めようとしておる都道府県二〇%、市町村一〇%、これはどういった基準でやるか。漏れ承るところによりまして、伊勢湾台風のため二二三%、従つてこれを二〇%にしたのだというふうなことを言つておる。しかし伊勢湾台風と

いうものは相当大きな激甚災害であつた。しかし、その後の災害で特別措置というものが発動してゐるわけでありまして、それらの伊勢湾台風以外の災害は、一応特別措置というふうな形で取り扱われたのであるけれども、それら伊勢湾台風以外の特別措置によつて処理された地域が、その程度の災害がはたしてこの激甚災害の指定都道府県並びに市町村という形になりますのか、この点は非常に問題であるし、重点であるわけでありまして、そこで、この二〇%、一〇%という根拠、この点はどうお考えになつておるのか、もつとこの点に対してははっきりした根拠というものが私にはなければならぬと思ふ。その点を一つ伺つてみたいと思ひます。

○藤田政府委員 基準につきましては、中村委員の御指摘の通りであります。過去の実績を参考にして基準をきめた、この基準が万全であるとはわれわれも考へておりません。従ひまして、先ほど岡本委員の御質問にもありました通り、この引き下げという問題も将来必ず出てくると思ひます。われわれも真剣に検討したいと思ひます。ただこの基準、パーセントまで達せざる都道府県、市町村の問題に關しましては、先ほど松島参事官から、起債で特別めんどうを見るという答弁をいたしておりましたが、そのほか特別交付税の算定基準その他の事項等がありまして、その点でも相当程度考慮できるのじゃないか、かように考へておりますから、とりあえずはこの法律を実施いたしまして、連年災害等で一〇%、二〇%に到達せざる都道府県、市町村の財政状況等今後十分見ながら、将来

のパーセント変更ということも考へて参りたい、かように考へております。

○中村(重)委員 御意見のような点は、激甚災害の指定を受けた場合、そういうことが当然考へられるわけですが、もちろん激甚災害の指定を受けなくともいろいろ方法があるのだ、こういうことではあります。それはそれに対しての母法がある。母法に準拠していく以外にはございませぬ。御意見のようないふことによつて緩和する余地はきつめて狭い、やはりこの激甚災害の指定を受けるかどうかというこの基準が問題だと思ふ。そこで、この中には一応出ておりませんが、政令で定めようというところで都道府県二〇%、市町村一〇%、こういうことで議論されておりますが、この点はあくまでこの二〇%、一〇%で押し通そうというお考へでおられるのか。いろいろ意見をお聞きになつて、二〇%、一〇%ということは無理があるのじゃないか、この法が制定されて、政令を出すのだから、その際にこれを引き下げるということ等は将来の問題であります。今考へてゐることを改めていく、こういったようなお気持はお持ちになつていらつしやらないのかどうか、その点をお伺ひしておきたい。

○藤田政府委員 われわれといたしましては、一〇%、二〇%でこの臨時国会は一つ御了承願ひたい。これは政府、自民党、あるいは野党の皆さんとの今後の折衝もあるかと存じます。が、われわれとしましてはとりあえずこれで一つお認め願ひたい。将来の問題としては、これは真剣に考へてパーセントの引き下げを考へすべきであると思ひます。

○中村(重)委員 先ほど総務長官の御説明の中に、従来の特別措置を総合的に考慮して制定をしたとの御説明があつた。従来の特別措置というのは、御承知の通りに伊勢湾台風だけでなく、二十八年災害、その後各年の災害においてほとんど特別措置が実は発動しておるわけですが、従ひまして、総合的に考慮したということ、単に伊勢湾台風だけではございません、その他の各年において実施された特別措置という点も、当然これは考慮されたのだらうと思ふわけでありまして、そういったことからいまして、今度北海道並びに九州各県に起こりました災害、これは標準税収入は明らかとなつております。また建設省、農林省等の査定もすでに済んでおるのではないかと思ふのでありますが、これらの府県というものは、ほとんど指定を受け得る、こういったようなことをお考へになつていらつしやるかどうか、まづ大体がおわかりでしたらお聞かせ願ひたい。

○徳安政府委員 ただいまの中村委員の御質問、ごもっともだと思ひます。が、これらに対する基本的な考へ方は、一つ大蔵省の方から御説明していただきますから、そちらの方からよくお聞き取りいただきたいと思ひます。

○宮崎説明員 先ほど申し上げるべきであつたかもしれませんが、二〇%、一〇%の根拠をまづ申し上げておきます。

ただいまの御質問にもございましたように、また政務次官からお話もございまして、この公共災害の政令で定める基準につきましては、既往の災害を基礎にいたしまして基準をきめていくというところで、いろいろの考へ

方がとられたわけでございます。従来の考え方は、御承知の通り三十四年の伊勢湾台風、三十六年にもこれを同様に使いましたけれども、この伊勢湾台風の場合であります、公共団体の指定にあたりましては、いわゆる被害激甚団体の指定というところを行ないました。これはどういふことをやられたかといふことは、公共土木施設につきましては、その団体の行ないます災害復旧事業費の標準税率に対する割合が一倍をこえるというところで、これに激甚団体の指定が行なわれたわけであります。なお、これはいわゆる混合方式によりまして、町村の区域でさらにこまかく見ていくというふうな見方もありますけれども、根本は、事業費が一に對して標準税率一、その場合に激甚団体になる、こういうことであります。事業費が標準税率収入の一倍ということ、今回の基準になります地方団体の負担額で見ますとどのくらいになるかといふことは、大体現在の公共土木庫庫負担法の規定によりまして庫庫負担率を適用しますと二五%になるわけでありまして、つまり従来の激甚の際の基準というのは大かた二五%であつた、こういうことがいえるかと思ひます。これ以外に、今回の場合には、いろいろの公共団体の実施します施設の負担額を合計いたしますと、さらに地方の負担がふえなければおかしな議論も出るわけでございます。しかし、実際にそのときに適用になりまして、事例について詳しく調べて参りますと、やはり二三%というふうなものも出て参る。これはその負担すべき事業の取り合わせによりまして若干変わつて参ります。従いまして、そういうこと

点をいろいろ考えて二〇%という線が妥当ではなからうか、こういうことで関係省の間できまつた、これが実情でございます。

市町村につきましても、公共土木施設だけであります、これは府県と同様でありますから、二〇%という案も考えられるわけでありますけれども、市町村の場合には、御承知のようにその負担になります災害復旧事業費のうちで特に大きいのは学校であるとか、あるいは公共福祉関係の施設であるとかいうことであります、公共土木施設の占めるウェイトが割合小さいわけであります。そういう実情をいろいろ考えますと、やはり既往の実績等を見て参りますと、府県よりは若干基準を下げた方がよからうというところであつたわけであります。それが一五%程度がいかに一八%程度がいかに、いろいろ議論があつたわけであります、市町村の財政の大きさが非常に小さいといふことも考えまして、これは一〇%ということに相当下げられておるわけでありまして、そういうことでありますから、絶対的にここがいかにという基準は、こういうものについてはないことは当然であります。しかし従来のいろいろの災害の態様から見ても、この辺の基準であれば非常に実情に合うのではないかと、これがこのきめられた基準の基礎であります。また一方からいいますと、これがあまりに広くなつてしまつて乱に流れるというところでは、せっかくの特例という措置が特例でなくなつてしまふということもあるわけでありまして、この辺のところが一番妥当ではなからうか、こういうことになつて

○中村(重)委員 いろいろ御説明があつたのですが、おそらく伊勢湾台風の場合であらうと思ひますが、二三%、最も大きい災害、それを基準にとられたというところに私は問題があるのではないかと、こう思ふわけでありまして、ただいまの答弁では、どうしてこの点は納得がいきませんが、時間の関係もありますので、また適当な機会にこれに対しては質疑をいたしたいと思ひます。

そこで、年度内に災害が続いて発生するといふことがあり得る。その場合にこれを通算するのかどうか、その点、伺つておきたい。

○宮崎説明員 これは中央防災会議で定める問題となりますが、従来のこの方式でございまして、従いまして、通算になるのが大體常識的ではないか、このように考へておられます。

○中村(重)委員 そこで、先ほどの御答弁で明らかになつたのであります。またこの法案をずっと見て参りますとわかるわけでありまして、第三章その他の章で、第三章の場合は農地、農業施設の災害、これは激甚災害の指定の基準ではない、激甚災害の指定を受けること、この章あるいはその他の天災融資の関係等が發動される、こういうことです。農地、農業施設等は受益者団体が農民であるといふような考へ方から、これは公共性がきつてお立ちのたという思想の上におそらくお立ちますが、今日の状況からいいますと、漁礁でさえも水産関係の公共施設として当然考へなければいかぬということが言えると思ふのです。今日の農

業施設といふものの公共性といふものは、公共土木に劣らないウェイトがあるのではないか。この点から考へてみますと、農業施設等の損害、被害といふものを從的に取り扱うべきではないのではないか。やはり指定を受けるべき算定基準といふものも、公共施設と同等に取り扱つていくということではないかならない。これを別にされた根拠、並びに當の農林省では、こういう取り扱ひでよろしいとお考へになつていらつしやるのか。相當農地、農業施設その他の関係の面では被害が大きかつた、しかししたまま公共施設の被害は少なかつた、そこで標準税率収入の關係によつて指定からははずれた、こういうことになつて参りますと、この法律は發動しない、いわゆる算定基準の中に加わらない、この点は問題があると思ひます。まずそれらの点に對しての考へ方を聞かせていただきたい。

○庄野政府委員 農業に關する農地及び農業施設につきましての災害復旧費の問題でございまして、農地関係の災害の公共性の問題は、いわゆる土木事業等と多少ニュアンスが違つたわけでありまして、土地改良等、公共事業として予算上は措置しておるわけでありまして、やはり特定の受益者があつたわけでございまして、一般の土木につきましては、不特定の受益者といふことになつておられます。そういう関係から、一般の土木と農業関係は多少の差異がある。そういう基礎の上に立ちまして、農業災害につきましては、御承知のように従来は暫定措置法といふもので、公共負担法と別に農業施設災害等の復旧事業についての暫定措置法といふものでやつておるわけであり

ます。それが激甚災におきましては、農民の一定の負担限度を超過します場合には激甚災としてかさ上げをやつていく、こういう仕組みになつております。それで、激甚災であるかどうかという指定は防災会議において決定されまして、地域の指定といふものは暫定法で計算いたしました、農民の補助金の負担が一戸当たり二万円をこす場合に激甚災としてかさ上げの方法をとつておる、こういう仕組みになつておること御了承願ひたいと思ひます。

○中村(重)委員 第四条に關してお尋ねいたしますが、この特別財政援助の算定区分でございまして、これは標準税率収入の百分の十をこえ百分の五十までの相當する額については百分の五十、それから百分の十をこえ百分の五十までの、特別措置によつて今まで定められておつた点は三段階に区分されておる。標準税率収入の二分の一までは十分の八、標準税率収入の二分の一をこえ十分の九、標準税率収入をこえる額は十分の十、こういったようなことであります。従来は公共土木関係だけであつた、今度は総合負担方式をとつておるといふことで、この点は変わつてくるということはおわかります。しかし先ほど岡本委員からこの点を強く指摘されましたように、一番災害が大きい、大體従来の災害といふものを検討してみますと、伊勢湾台風というふうな非常に大きい災害は別といたしまして、標準税率収入の二分の一あるいは標準税率収入と同程度の災害負担といふものが非常に大きいのではないかと、思ふわけでありまして、これに對して二分の一の補助、あるいは六〇%ある

ます。それが激甚災におきましては、農民の一定の負担限度を超過します場合には激甚災としてかさ上げをやつていく、こういう仕組みになつております。それで、激甚災であるかどうかという指定は防災会議において決定されまして、地域の指定といふものは暫定法で計算いたしました、農民の補助金の負担が一戸当たり二万円をこす場合に激甚災としてかさ上げの方法をとつておる、こういう仕組みになつておること御了承願ひたいと思ひます。

○中村(重)委員 第四条に關してお尋ねいたしますが、この特別財政援助の算定区分でございまして、これは標準税率収入の百分の十をこえ百分の五十までの相當する額については百分の五十、それから百分の十をこえ百分の五十までの、特別措置によつて今まで定められておつた点は三段階に区分されておる。標準税率収入の二分の一までは十分の八、標準税率収入の二分の一をこえ十分の九、標準税率収入をこえる額は十分の十、こういったようなことであります。従来は公共土木関係だけであつた、今度は総合負担方式をとつておるといふことで、この点は変わつてくるということはおわかります。しかし先ほど岡本委員からこの点を強く指摘されましたように、一番災害が大きい、大體従来の災害といふものを検討してみますと、伊勢湾台風というふうな非常に大きい災害は別といたしまして、標準税率収入の二分の一あるいは標準税率収入と同程度の災害負担といふものが非常に大きいのではないかと、思ふわけでありまして、これに對して二分の一の補助、あるいは六〇%ある

ます。それが激甚災におきましては、農民の一定の負担限度を超過します場合には激甚災としてかさ上げをやつていく、こういう仕組みになつております。それで、激甚災であるかどうかという指定は防災会議において決定されまして、地域の指定といふものは暫定法で計算いたしました、農民の補助金の負担が一戸当たり二万円をこす場合に激甚災としてかさ上げの方法をとつておる、こういう仕組みになつておること御了承願ひたいと思ひます。

いは七〇%といったような補助で、特別措置と比較をいたしますと非常に額が少なくなってくる、こう考えるわけであり、総合負担方式というものを申しまして、この第三条に掲げておきますところの災害が軒並みに適用されるというところは、私はそう例がないのじゃないかと思うわけであり、総合負担方式という陰に隠れて、非常に新味のある案を出したになったけれども、現実には当てはめてみるとこれは案外中身は何もなかった、ほとんど指定を受けないのじゃないか、こういった結果が私は起こってくるのではないかと、このことを心配するわけであり、従来の災害というものを、いろいろと先ほど米御答弁がありましたようににはじき出して、この案を出したになったとは思いますが、この案を出したにも算定区分というものが比較にならないほどあまりに落ちておる、こう考えるわけであり、これらに對してどのようにお考えになっておるか、伺っておきたい。

○宮崎説明員 資料をもつていろいろ御説明があつたかと思ひますので、若干重複いたしますが、ごかんべん願ひたいと思ひます。

この第四条の規定によります標準税収入と、当該団体の地方負担額の比率によりまするいわゆる補助率区分でございしますが、これはこの規定にございしますように、現在の法律によりますと、それぞれ負担または補助が行なわれ、その補助が行なわれた残りの地方負担額を、こういった標準税収入と比較してさらにそれに追加補助をしようという考え方であります。従いまして、五〇%といういかにも補助率が

低いようにちょっと考えられますが、そうではないのでありまして、たとえば公共土木施設であれば、現在最低の補助率は三分の二であります。この三分の二の残りの三分の一の分について、五〇%をさらにこれに加えようという形になるわけであり、ほかのものも同様であります。従いまして、この超過補助率を全部適用した形での総体の国家負担率ということになります、これは相当高いものになるわけであり、たとえ最高限の九〇%でございしますが、この場合が適用されるようなことになり、国の負担というものはもう率として見ますと九〇七、八とか、そういった高い率になるのが普通でございします。現実にはこういった区分によります累進補助率をきめるやり方は、既往の三十四年の災害その他につきましていろいろ実際に計算をいたした結果でございしますが、御承知の通りこういった大災害といひましても、実際に激甚災として指定されるものは、先ほど申しましたような基準でありますから、必ずしもその団体だけで見れば非常に大きい場合でない場合もあり、そういう比較的確率などから負担の大きい、たとえば三十四年災の三重県のごとく、非常に負担が大きい場合、その間いろいろな態様がございします。そういった負担の重さによりまして、国の措置が手厚くなつていく。その手厚くなつていく程度を、従来の実績によつていろいろカーブを引いてみて、その率がきまつてきたわけであり、全体として見ますと、従来の形よりは非常に負担の重い方がより手厚く、比較的軽微の方が若干薄いという形にカーブはなつて

おります。しかし形としては、従来の三十四年なり三十六年にとられました措置と非常に近い措置になつておる。こういうふうにお考えをいたします。

○中村(重)委員 標準税収入の百分の四百、百分の六百、こういったような災害、これは災害の総額でございしますけれども、当然その問題はあります、これは今御説明がありましたように、普通の補助といふものを引きまして、その残りに對していわゆる都道府県、あるいは市町村の負担額といふものがこの数字にならなければいけないわけであり、百分の四百、あるいは百分の六百という災害は、今あなた方これをそろばんをおはじきになつた場合に、今まで特別措置が講ぜられた地域といふものに対していろいろとはじき出しておられる。今まで特別措置が講ぜられた地域で、どの特別地域が百分の四百とか百分の六百とか、従来の区分で九〇%あるいは八〇%、一〇〇%という補助が実はあつたわけであり、その程度は百分の四百とか百分の六百、そうならなければこの補助といふものがない。いろいろ御説明はございしましたように、総合負担方式だ、従来の個別でやつたのだからその点は違ふのだ、そういうことは泣きどころではありませぬ。しかし現実には、この三条にありませぬような災害が軒並みにあるといふことは、よほど超異常の災害でない限りはないのじゃないか。案外公共土木関係等の、あるいは農地、農業施設で、この基準の中には入つて参りませんが、そういったような災害が考えられる。それらの現実の問題等からずつとはじき出して参りますと、非常に補助率が少なくなつてい

る。こういうことで、こういう法律をお出しになつていろいろ算定基礎をおつくりになつた大蔵省は、案外金が少なくなつたといふのでえびす顔、肝心の地方団体はふくれ顔、文句を言われるのは国会議員、こういう形になつたと私は考えるのであります。

そこで現実の問題として、今までのいろいろな例を一つお考えになつて、あそこがこういうことになつて、百分の四百あるいは百分の六百といふのは、こういったところの災害がこれに当てはまるのだといふことをお示し願ひたい。

○宮崎説明員 きょうの実績でもちろん検討いたします場合に、今回の総合負担方式と全く同様のやり方の計算をいたすわけであり、従つて従来のやり方で個別に措置した場合と、今回の総合負担方式を従来の災害がきたと仮定して当てはめた場合、これがどうなるか、こういったような算定をいたしておるわけであり、その資料はすでにお示し申し上げて御説明をいたしてあると思ひますが、現実にはそういった総合負担方式をかりにとつたとした場合に、四百といふような非常に高い負担になるのはなぜかといふことでございしますが、三十四年の災害の場合には、県では三重県が三百八十一ということになります。これは非常に高いものが出ております。それが最高であらうと思ひます。市町村になりますと、それはさらに高いものが出て参りまして、四百をこえたものもあつたかと思ひます。今具体的にその村がどこかというのを手元に資料を持っておりますが、もしなんでもございまして、後ほど差し上げることにいたします。

○中村(重)委員 今の御説明から考へてみしても、なるほど計算をするところ、計算方法は従来の特別措置と同じだ、こういうことになる。ところが現実には災害の場合にこれを当てはめてみると、今私が申し上げましたように、八〇%であるとか、あるいは九〇%である、そういった高率の国庫負担といふものは案外私にはなくなつて、国庫負担がなくなつて、地方自治体がそれだけ従来の比較すると負担が大きい、こういったような結果が起こつてくると私は思ひます。しかし、このことを何ば議論をいたしまして、これだけで相当の時間をとりますので、いづれまた適当な機会にこの点に對しても質問をいたしたいと思ひますが、先ほど私が、従来の計算の基礎にはなつたんだけれども、今私たちはここであらうと法律案に對する審議をし、議論をしておる。そこで、今起こつてくる、この北海道あるいは九州の災害、こういったことをなまなまし問題として一応審議の対象とする場合は、今見て参つたそういうことから一番参考になるわけであり、この法律が制定されて適用される場合に、鹿児島や北海道、九州各県の災害といふのは指定を受けるかどうか、そう私ははじいて、現実の問題としてこの点を御説明願ひたい。

○宮崎説明員 私は適当かどうか存じませんが、御承知のようにこの方式によりますと、査定が行なわれた事業につきましての現行の国庫負担を除いた地方負担、これを査定することに終つて、御承知のように災害が終つて、これから査定が行なわれるという段階でございしますので、ま

だそうといった数字がどうなるかということはおぼろげな数字で、従いまして、この方式によって該当するであろうかどうかということの計算が行なわれるというところはございません。

○中村(重)委員 財政当局である大蔵省がこういった金を出さうなことを計画する場合に、辛くそばんをはじきたいという気持ちになることはよくわかります。しかし災害という実に悲惨な状態、先ほど指摘もございましたが、市町村はまさに災害出張所という役割を行政面に果たしておられるということも、これは極端でありまして、そういって私どもは受けるのです。先ほど自治省の御答弁の中に、いろいろ従来の負担に加えて高率補助の適用もするのだし、あるいは起債も見ると、あるいは元利、利子補給というようにも考えるのだから、地方負担というものはそう大してないのだと、きわめて軽く考えていらっしゃるようでありまして、私も、現地の事情は、私はそんなまやましいものではない、こう思うのです。実際は目に見えない負担というものを地方自治体がおられるのだというところをお考えにならないければならぬと思う。先日の委員会におきましても指摘をいたしました、たとえば災害救助法の一週間、これはもつと延長することができるとか、あるいは七十円というものもそれにこだわることなく、これは伊勢湾台風のとき九十円を出したのだから、これをそこまで出すことができるのだ。ところが一週間の期限が来てまた一週間延ばすということとはなかなかむずかしい。ところが地方自治体は地方住民と接触をしてお

る。そう国のような不人情の態度というものはとれないという面が出てくると思う。そういうことでお考えになっていらつしやらないようないろいろな負担があるということをお考えになつてみると、もう少しあたたい、温情のある気持ちをもつて一つ市町村を守つて、これを災害から立ち上らせ、こういう気持ちがなければならぬのである。実際現実に仕事をやる建設、農林その他各省におきましても、あまりきびしく、あまり辛くおやりになりまして、非常にやりにくくなる、こういう結果が起つてくるということをお分りになって、この後の政令を制定する。いろいろと政令にゆだねていく事項が非常に多いわけでありまして、これから先政令をお定めになると、この場合には、十分その点を肝に銘じて取り組んでいただきたいということをお大蔵当局に強く要望しておきたいと私は思うのです。

中小企業の問題に対してお尋ねいたします。中小企業者に対する資金の融通に関する特例というのがあるわけでありまして、この十五条の対象が商工中金ということになっておりまして、相互銀行であるとか信用金庫であるとか、中小企業の民間金融機関というものはこの対象からはずされております。これは適当でないというようにお考えになっておられるのかどうか、まずこの点を伺っておきたいと思ひます。

○宮崎説明員 中小企業金融に関する問題でございますが、この災害に関する融資は、従来もやはり政府が中心になってやるべきだということで、御承知の通り国民、中小の両公庫がこれに

ついて相当多くやっております。それにさらに商工中金、これは政府が出資をいたしております特別の機関でございますから、これがやはり災害の融資をすべきだということで、従来この三機関でもつてそういう措置をとつていく、こういう建前でやっておりますので、商工中金に関する規定をここに掲げておられるわけでございます。これ以外に災害に関して特別の融資を行なわせるということ、政府としては問題があるのだらうと思ひます。従来やつておりませんので、こういう形になったわけでありまして。

○中村(重)委員 二十八年災の場合は相互銀行、信用金庫は入っておったわけですが、その後三十二年災、三十四年災になると、いつの間にか相互銀行とか信用金庫ははずされていく。またこの中に融資の問題等がありますが、これは必ずしも政府関係三機関でなければならぬということにならぬと私は思ふ。現実には農村の中小企業というものは、これは相互銀行とか信用金庫というものに依存するところが非常に大きいわけですが、それらの現実の問題をお考えになって、これらの点に対しては十分配慮される必要がある、こう思ひますので、その点は検討をしていただきたいと思ひます。

なお、激甚災害を受けた中小企業の場合、主要な事業資産はというのがあるわけですが、この主要な事業資産というのは、設備とかあるいは商品というものが対象になるかどうか。

○宮崎説明員 ちょっと担当の者がおりませんのでわかりませんが、後ほど調べましてお答え申し上げます。

○中村(重)委員 あとで答えを願ひ

ます場合には、中小企業の「事業の再建に必要な資金」というものもあります。これに対しては、設備資金あるいは運転資金というものの対象になるのかどうか、あわせてお答えを願ひたいと思ひます。この中小企業というものは、時間の関係もありまして多く私にここで語りませんが、建物が倒壊をしたとか半壊をしたとか、あるいは流失をしたとか、こういうことで中小企業に対するところの融資の特例をお考えになっていくが、こういうことになつてくると私は現実には合わないと思ひます。設備あるいは商品というようなものが流出をした、あるいは長い床上浸水と云ふことではとんどねきものになつてしまつた。こういう場合には特別の措置をとらなければ、中小企業は立ち上がることができない、こう私は思ひますので、その点に対しては、今担当者がいないというのとは通産省関係のことでありまして、何と云つたて財務のひもを握っているのは大蔵省でありますから、大蔵省が決つたものではどうにもなりません。その点を、この後の折衝の中におきましては、現実に即するように十分配慮をされる必要がある、ということを申し上げ、強くその点を要望いたしておきます。いろいろ質疑をいたしたいのでございますけれども、委員長の御注意もありますから、この辺で終わります。

○永田委員長 この際私から一言お願いを申し上げます。

質疑者が多数ございますので、本会議もございまして、委員の各位はできるだけ重複を避けて、質疑を重点的に要約され簡潔にお願いいたしますと存じます。何とぞ御協力をお願いいたします。村山喜一君。

○村山委員 初めにちょっと松島参事官にお尋ねいたしますが、先ほどたしかあなたの方からだったと思ひますけれども、八千人から一万人の人口規模の町村の標準税収が千五百万円程度だ、こういうふうにお話になつたようでありまして、これはいつの資料に基づいてそういうふうにお話になつたのですか。

○松島説明員 昭和三十四年度の決算を基礎にいたしておりますので、多少古い数字でございますが、その後税収もふえてきておりますので、それより若干上がつていくかと思ひます。

○村山委員 財政規模は、大体その人口のところでどれくらいに押えておりますか。

○松島説明員 正確な資料を持っておりませんが、大体一億前後であらうと思つております。

○村山委員 そういたしますと、歳入の構成面から見ると標準税収の割合というのが四二・八%ぐらいになつていくのじゃないだろうか。そういう点から、またわれわれが知っている実情から考えまして、この標準税収はちょっと低過ぎる数字が押えてあるのではないかと思ひますので、後ほどまた資料を出していただきたいと思ひます。

そこで、端的に藤田政務次官にお尋ねいたしますが、今度この法律が制定をされまして、適用をするということになりますと、今までに発生をいたしました北九州のあの豪雨の被害並びに北海道の災害、これがこの法律によって救済されますか。その点をはつきりと、適用されるかどうか、特に都道府

県の場合を明らかにしていただきたい。

○藤田政府委員 現在関係各省で査定中でありまして、正確な見直しは立ちませんが、市町村の場合におきましては、大政令の指定を受けられる見通しでありまして、都道府県に申しましては非常に困難じゃないか。これは見通しであります。これから査定の結果を持ち寄って計算するわけでございまして、正確ではございませんが、見直しとしては、市町村の場合は大抵大丈夫じゃないかと考えております。

○村山委員 市町村でもだいたい適用されないというようにもわれわれは聞いているわけですが。府県は、北海道はもちろんです、財政指数の高い長崎ももちろんですが、財政指数からいえばEクラスになっているところの佐賀も適用を受けない、こういうふうにならぬのは聞いています。そういういたしますと、一体何のために法律をつくるのかということになって参りまして、これに対して自治省の方は、これでは困るんだ、この政令規模で考えているところの二〇%、一〇%という限定は、これを一〇%、五%にすべきだというふうな意見が自治省ではあって、それを大蔵省に持ったところ、大蔵省からけられたのだ、こういうふうな話を聞くのですが、その点はどうなんですか。

○藤田政府委員 基準、パーセントに因しましては、この法案提案までにいふろなきさつがあったようでありまして、私たちが就任前のことでございまして、しかし結論としては一〇%、二〇%というふうなことに決定したわけでございます。ただ将来の方向とし

ては、自治省としましては、ぜひともこのパーセントは再検討したい。これはほんとうに真剣に考える。ただ今回の臨時国会は、御存じの通り日曜に閉会が迫っておりますので、いろんな点で政府として及ばざる——国会対策等の面から、なかなか御期待に沿うまでの結論を出すことが困難ではないか、かように考えております。各省査定の結果によりまして激甚災の政令の指定をする場合におきましては、自治省の立場を強くいろんな面で主張したいと考えております。

○村山委員 従来あったところの特例法を総合的に考慮して、合理的かつ恒久的な制度をつくるのが目的でお出しになった。ところが先ほどからあなただの説明を聞いておきますと、この臨時国会だけはこれで行って、そして将来この問題の改善をやるのだ、こういうことになりまして、それは恒久的なものじゃないじゃないですか、それはおかしいと思うのです。そしてまた、恒久的なものであれば、当然、政令にゆだねないで法律の上に明記すべきじゃないですか、その点の食い違いはどうなんですか。

○藤田政府委員 これは御指摘の通りであります。しかしながら、このような法律は最初の試みでございまして、関連政令を三十幾つもつくるといふことは、先ほども中村委員の御質問に答えました通り、立法技術上も妥当ではない。しかし新しい試みでありますので、今後も経験を生かしまして、順次法律の上で明文化していききたい、こういう方向を持っております。理想的な案を最初から実施することが当然ではございませんが、初めての試みで、その

点は御不満の点もあるかと存じますが、まあ一歩二歩前進であるという点で御了承願いたい。

○村山委員 一歩二歩前進になっていくのかどうかは、内容を十分に検討しないと言えない。形の上においてまめたということにおいて、それは前進かもしれないが、負担の率その他でもって適用ができないような法律をつくって見ても、実質法律だけでは適用ができません、災害の救助に足りないわけなんです。これは意味ないと思うのです。この点については、政令で定めるところの二〇%、一〇%という基準につきましても、今までいろいろ聞きまされたけれども、どうも納得できないのです。町村の財政規模というものの、標準税率を相当上回っている今日ですから、これをやばり五五程度まで引きおろさなければならぬのではないかと考えるのです。それが、それに対して自治省としては、そういうような主張は今までされたことはなかったのかどうか、その点をもっと明らかにしていただきたい。

○奥野政府委員 五五の問題だけじゃなしに、いろんな問題につきましても、関係各省の間に始終意見を戦わせて参ってきただけでございまして、ただその部分だけを取り出しているわけ方を自治省と主張しているわけじゃございませんで、いろんな形を工夫しながら議論をして参ったわけでございまして。しかしながら現在におきましては、総合的にいろいろ検討いたしまして、こういう方法でいききたいというふうな完全に合意に達しておるわけでございまして。

○村山委員 この問題については、ま

た修正案等が出て参りますので、それに対して、自治省並びに大蔵省の方でぜひ検討していただいて、法律が実際に生かされるような方法を考へてもらいたい、このことだけを要望しておきたいと思ひます。

次に、簡単に質問をいたしますが、社会資本の中で例をずっとあげられまして、十三の対象事業がそこに掲げられております。この中に、公共施設でありませんところの公民館等をなぜ含めたのか、社会教育法にいうところの公民館、図書館、こういうようなものが入っていないわけでありまして、あとの方の一般的な援助措置の中に入っております。他の十三の種類をこうしてながめてみまして、当然公民館というものは、町村が設置しなければならぬところの施設であります。ところが今日まで、御承知のように公民館等に対する補助はきわめて少ない。一公民館をつくるのに百万円程度の補助しか出ていない。しからば起債においてそれが十分見られていくかというところ、起債もその程度しか見られない。だから普通の財政規模の町村においては、一千五百万円くらいの公民館をつくるのに、ほとんど大部分を一般財源から充当しなければならぬという形に参ります。町村は財政負担に苦しんでいるというのが実情であります。そういうふうにして苦心してつくりました建物が災害を受けたときには、これは公共の施設でありますから、当然この十三の対象事業の中に入れて込んで救済していかねければ、さらに町村の財政負担を増加させる、こういう結果になると思ひます。しかも社会教育の中において青年学級等を設置しなければなら

ない。そういうものに公民館が使われるという点から考へて参りますと、農村地帯における公民館の今後における重要性というものは、非常に大きなものがあると思ひます。そういう点から、これを積極的に入れ込むように文部省の社会教育局長は努力されたのか、されなかったのか、大蔵省と話し合いをされた中において、どういうことでこれを引っ込められたのか、そのいきさつを説明願いたい。

○齋藤(正)政府委員 社会教育施設の災害につきましても、従前、一般災害の復旧事業の補助は、法律上の規定もございせんでした。また予算上も実際には措置されなかったものでございまして、二十八年災以来、特別の激甚災害につきましても、幾つかの既往の先例がございまして、今回激甚災害につきましても案をまとめます際に、経緯をたしましては、どういう方法をとるかというところについて、私どもいろいろ折衝いたしましたけれども、現在そのような構成になっておりますので、むしろ成案を得ましたような定率の補助をすることが、従来の実績を下回らないようにするにはないかというところ、こういうふうにはないかというところ、ございまして。ただ私どももいたしまして、公民館の任務の重要性にかんがみまして、将来一般の災害に対します手当てにつきましても、今後十分に検討して参りたい、かように考へております。

○村山委員 どうも納得できない。これを入れるように努力されたのですか、されなかったのですか、十三の事業種目がありますが、この中に入れたらむように持っていかなかったのか、持って

いかれなかったのかというのを聞いています。

○齋藤(正)政府委員 その点は、一般災害に對しまして、災害の母法が今までなかったわけでありまして、そのことを考究いたしませんと、形といたしまして、今おあげになりました体裁にするのがいいのか、それとも現在の成案のようなふうにするのがいいのかというところにつきましては、實際想定されまざる場合のことを考えまして、これはできますまでにはいろいろな検討もしたのでございしますが、結論といたしまして先ほど申し上げましたような結果になったわけでございます。

○村山委員 どうやら話を聞いていますと、持っていないか、普通災害に對する災害の母法がない。普通災害に對する災害復旧の母法がないということ遠慮をして持っていないか、こういうふうなふうに聞き取れるわけでありまして、ところがこの十三の事業種目の中において、災害復旧の母法がないようなものがあります。そういうようなものとの関係において、あなた方は社会教育の重要性というものを主張をして、この中に入れ込むように努力をする責任があるのじゃないですか。それをサボっておったということ、今日その文部省の弱腰というものが、こういうような面においても現われているのじゃないですか。そして、それは結局わずかばかりのスズメの涙のような補助金をやって、起債の裏づけも十分にいかないで、地元の財政力の低い市町村に負担を大きくしている、こういうようなのを激甚災害の際にはぜひ復活するといふような方向に持っていかなければ、いつまでたってもよく

ならないと思う。もっと勇氣を出してもらいたいと思うのです。

そこで、私、大蔵省にお尋ねをいたしますが、この都道府県のいわゆる超過税収といふものが、この内容やあるいは市町村の超過税収の割合といふものが最近においてまた増加しつつある、こういうような事情が地方財政の状況という総理大臣からの報告書の中に出てくるわけでありまして、そういうようなものを、この激甚災害の場合において財政力指数といふものか、そういうようなものの上に勘案をして、この一〇%あるいは二〇%というような割合をきめる場合にお考えになったものか、ならないものかをまずお尋ねいたしたいと思ひます。

○松島説明員 ただいま御指摘になりました問題でございますが、標準税収入といふものは、地方交付税を算定いたします場合、地方税法に定めてあります標準税率によつて算定をいたすものでございまして、超過課税をやつておるから、その実績を基礎にして、その一〇%を指定の基準にするという筋のものはございせん。

○村山委員 あなたに尋ねてゐるのじゃないです。大蔵省の方に尋ねてゐるのである、あなたの方の資料によると、昨年よりも五億圓ふえて、都道府県の超過税収が十四億ですか、そして市町村の場合には百七十七億圓、こういうようなふうな標準税収よりも上回つてゐるわけでしょう。標準税率よりも高い税率をかけたつてよけいに税金をとつて、そして事業をやらなければならぬといふ今日の町村、特に地方公共団体の中では町村がひどいようでありまして、そういうような

事情といふものを勘案をして、この標準税収の押え方といふものも考へていかなければならぬ。これは、災害に對応するところの財政力といふものが弱いのだといふことをもつて知る一つの証拠になると私は思ふのです。そういうような点から、大蔵省はこういうような事情、地方財政の事情といふものも勘案をした上で、これらの率の決定にあつてはお考へになつておつたのかどうかといふことなんです。

○高柳説明員 今回の標準税収入を採用するにあつては、財政力を勘案するの、やはり標準の法定税の収入を基礎にするのが法の建前からいつても妥当であるといふところから、また普通法定外の税収入が、その税収入分の相当部分が当該団体の特殊な事情に充てられておるといふ事情は承知いたしております。しかし、このような立法の場合には、そういう分までを取り込んで財政力をはかるということ、かつて当該団体に不利になる場合があるわけでございますので、それは考へておりません。ただそういう法定外の税収入の是正措置といふのは、これは災害のみならず、一般の地方財政の問題といたしまして、普通交付税なり税法の改正なりでは正に努力しておるところでありますので、一応この災害の激甚特別立法とは別個の考へ方をとつておるわけでございます。

○村山委員 法定外税収まで含めて、そして標準税収を加えて、その財政負担能力といふものによつてやれといふことを私は言つてゐるのじゃない。その逆です。そういうような法定外普通税をとつて、こういうようなところで都道府県あるいは市町村の住民といふ

ものは余分に税金を払つてゐる。それだけやらなければ財政規模を維持できないのだといふような事情があるから、この標準税収の税率をもつと低くしなければいけないじゃないかといふことを言おうといふわけなんです。

その問題は後に譲りますが、第三点として最後にお尋ねいたしたいのは、農民、漁民、中小商工業者、これに對しましては特別助成の道が、それらの人々の持つておられます生産手段、資本財に對しましては今度の災害立法の中においても開かれておるわけでありまして、ところが全就業者の五三・七%を占めておりますところの労働者に對しては、そういうような措置は全然講じられていない。ただ産業住宅が若干あるわけでございますが、そういうような場合において、過去の災害の場合、私は鹿児島県の例を引きたいと思ひます。鹿児島県で大火がございまして、三十六災の中で救済措置をとつてもらつたわけでありまして、そのときに日雇ひ労働者の諸君が、労働が行ないますところの共済事業、建物共済、これに大へんたくさんの人たちが加盟をした、一人で二口も三口も加盟しておるといふ事情もございまして、平均二口くらい入つてゐたやうであります。そのために、労働が行ないますところの共済事業が、その単年度をもつてしては支払いの方が収入の大体三倍くらいにまでふれて参りました。それによつて、今後三年間は火災その他の建物の災害がなくとも支払うところの能力がないといふような事情も出てくるわけでありまして、そういうようないわけの労働金庫等が労働者のために行なつております共済事業、これらに對して、

こういうような激甚災害の場合におきましては何かの対策を講じていかなければならないのではないかと。それに對しましては低利の資金を融資するとか、あるいはそのほか援助の方法は幾らでもあるわけでございますが、そういうようなものを積極的にこの法律の中に入れていくように、労働省の方では労働者福祉の立場の上に立つてお考へになったものかどうか。労働省の方から見えておると思ひますが、お示しを願ひたいと思ひます。

○坂本説明員 労働金庫につきましては、これは御承知かと存じますけれども、労働省と大蔵省が共同して所管いたしておるわけでございます。従つて、私も一存でお答え申し上げかねるので、あらかじめ御了承いただきたくと思ひます。なお労働金庫が、災害等につきまして過去におきましては、たとえば水害等の場合にやはり政府から低利の資金を融通したことはございまして、そのつど労働金庫の資金量を見まして、資金量が不足するやうな場合には、大蔵省と御相談の上そういう措置をとることに従来はいたしております。

○村山委員 あなたは責任を持つて答弁ができるということどこへおいでになつたはずなんだから、責任を持つて答弁してもなわななければ困る。それで、あなたはそういうやうな立場から御返答願ひたいと思ひますが、労働金庫が行なつておる建物共済であると、生命共済、まあ生命の方は別ですが、そういうやうな共済事業等も、激甚災害を受けた場合等においては過去に例があるのです。例がなければ私は申し上げません。そういうやうな事情

でも結局指定行政機関の職員のう

ちから置くということになるわけですね。そうすると、何も手開をかけた二人にしてみたり、また政令を改正して三名にする、たかが次長ぐらいきめるのに今までひまをかけたということ、は、われわれの考えからいうと、やはり政府内部におけるなわ張り争いからこういうことになっているのじゃないか。そうでしょう。

○徳安政府委員 決してさようではございませんので、今申し上げましたような事由によって考慮されておったわけでありまして、御承知のように激甚災害に対処するための今回の、ただいまかかっております法律案も会期末に提出したきりで、実は私の方でもいろいろと手落ちもあったかと思いますが、とうとう前国会では御審議に至らずして今国会に残されてしまった。これがほんとうに通りますと、いろいろな政令等もこれによる整備ができて、そして事務局も整備されてほんとうに軌道に乗る。しかしそのほかこれに関係のない、いわゆる予防的な、もしこういうことが起きたときにはどうなるかという防災計画はもろに別途にございまして、さしあたって一番今緊急を要しますものはこれが基本になるわけでございます。そうしたこと、から、多少内閣改造もありましたし、国会開会の準備等もございましておくれで参ったわけでありまして、この点は一つあしからず御了承いただきたいと思ひます。

○芳賀委員 次に基本法の三十四条には、防災計画を立てるということになっておるが、まだ事務局次長もきまらぬのですからして、おそらく基本計画の策定等については何ら手を触れて

おらないと思ひますが、せっかく基本法ができた以上は——七月十日からこれは施行になっておるわけですから、防災基本計画等の策定を急いで、法律に定められた計画の公表をやる必要があるわけですが、それらは今後どういう目安で、いつごろ策定が終わって公表する見通しになるか、その辺はいかがでしょう。

○徳安政府委員 御指摘の通りでございます。一日もすみやかにそれを実行することが必要でございますが、先ほど申し上げましたようにおくれしておりまして、申しわけございませんでした。明日閣議等の決定を見ましたら、即刻人事の面におきましても整備をいたしまして、今週中には全部完全な機構を整えまして、総理の御都合も聞かなければなりませんが、できるだけすみやかに第一回の防災会議を開いていただきます。正式の御指示を総理からいただいて、仕事にかかりたい、かように考えております。

○芳賀委員 次に、ただいま審議中の法案についてお尋ねいたしますが、この第二條の第三項によりまして、重要な政令の制定または改正の立案をする場合は、総理大臣はあらかじめ中央防災会議の意見を聞かなければいけません。結局、午前中の質疑の中にもありましたが、災害の指定あるいは被災地の指定等についても中央防災会議の意見を聞くというふうな答弁もありましたが、一体これらの諮問なるものは、基本法の第十一條の三項には中央防災会議に諮問をする事項がそれぞれ列挙されておるが、はたして被災地の財政援助法に基づく政令の決定、あるいは指定をやる場合、中央防災会議に

諮問しなければならぬかどうかということ、これはわれわれとしては疑問があるわけですが、一体何を根拠にしてこの防災会議に諮問しなければならぬか。これは総務長官直接答えてもらいたい。徳安さん、あなた事務局長だから、そういう大事なことはあなたが答えて下さい。

○徳安政府委員 ただいまの御質問に對してお答えいたします。防災会議は、ただいま申し上げましたように、まだ第一回の総会を開いておりませんので、総理大臣からそれに対する意見を求められるようなこと、あるいは会議にかけられるようなことはまだ出ておりませんが、いずれにいたしましても、この会議ができましたならば、今お話しのような点は即刻総理大臣から防災会議にかけたいということになると思ひます。なるべく早くそうした順序に運ぶようにしたいと思ひますが、それらの事務的な手続等については、私もまだ不案内でございますので、事務局から御説明を申し上げます。

○芳賀委員 私の聞いてゐるのは、なぜこの法案だけに限って、中央防災会議にこの政令事項等についても事前に諮問しなければならぬか、意見を聞かなければならぬか。政令というのは、法律に基づいた当然行政事務に属するものでしょう。政令は閣議でまればいいじゃないですか。それをなぜわざわざ中央会議を招集して、一々立案を行なう場合においても中央会議の意見を聞かなければならぬか、これは全く変じやないですか。

○徳安政府委員 お説の通りでございますが、この内容はきわめて重要でございます。いまして、一般の国民に対する非常に大きな影響があり、しかも激甚災害等について、罹災者の方々から申しますと全く命がけの問題でもございまして、きわめて慎重に取り扱うことが必要だということから、特にこうした問題は防災会議にかけるといふようになったのだらうでございます。

○芳賀委員 いや、こういう例が一つ開かれると、それ以外の法律等についても、それぞれの政令等を決定する場合は、やはり何らかの機関を設けて、その意見を聞かなければならぬということにもなりかねないのです。あくまでも法律の精神を尊重して、それに基づいて、行政機関の責任において法律の精神を十分生かせる政令、あるいは省令をきめるのが当然であつて、何もわざわざ中央防災会議の意見を聞かなければならぬということとは必要ないと思ひます。

○徳安政府委員 お話もごもっともだと思います。ただおそれ——私もこの法案ができて提案される当時は、この職におらなかつたのでございまして、そのいきさつ等は詳しくは存じませんが、慎重の上にも慎重を重ねるというこの行き方は、おそらくは党の方針、野党の方の皆さんの強い一つのそうした御要請でもあり、御意見等もございましてかように決定したのでございませうかと想像をするわけでございますけれども、しかし、これは私が当時立案の当事者ではなかつたものでありますから、詳しいことはわかりませんが、一つ事務局が、その当時の経過等がございまして、御説明させますから、お聞き取りをいただきたいと思います。

○江守政府委員 中央防災会議では、内閣総理大臣の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議するということが基本法ではなっております。それで、この激甚災害の御審議を今願つておるわけでございますが、いろいろ御審議の過程にもございまして、この法律を早急につくらなければならなかつたこと、またその内容は、従来の防災の特例その他の関係がございまして、非常に複雑であり、また各省にも関係の深い事項がたくさんございまして、非常に重要な点を政令に委任してございまして、従ひまして、この法律の実体を生かすものは、ほとんど政令がどのように定まるかということにかかつておるわけでございます。一方中央防災会議は、こういった防災問題について重要問題を審議する、防災に関する非常に重要な施策の決定は中央防災会議に諮つてきめるという基本法の建前になっておりますので、このよう重要な政令は、中央防災会議にお諮りをしてきめた方がよろう、このように考えておる次第でございます。

○芳賀委員 従来国会に、たとえば内閣が法案を提案して審議を求め、そういう場合には、当然これは法律に付帯して政令案、あるいは省令案というものを同時に提示して、そうしてそれらを総括的に検討して、この法案の適否を審議するというのがあたりまえであつて、法律だけを国会で通しまして、あとの政令については、今度は中央防災会議の意見を聞かなければ政令をきめることができない。そういうことになると、全く法律と政令というものは遊離するような場合も出てくると思ひます。これは本来ならば、この

法律にうたっている、随所にこれは政令に定めるところに従いということになっておいて、そういうものは、全部この際政府から用意された政令案をこころお出しになるのが当然じゃないですか。

○江守政府委員 仰せの通り、この法律の内容は、非常に大きな部分を政令にゆだねておきますので、当然この法律の御審議には、政令について重要な点を御説明しなければならぬと思うわけでありまして、それで、きのうの地方行政委員会には、政令の要綱案という形で御配りするまでの準備が整いまして、つきましては、非常に重要な根本問題につきましては、政府としてこのようになことを考えておるといふ資料を御配りをいたしました。この合同審査の委員会にも御配りしてあると思っております。

○芳賀委員 政令案の資料が配付してあるということですから、一応その案についての説明を聴取したいと思っております。

○宮崎説明員 お手元に激甚災害特別における超過累進方式という資料がございますので、この資料について御説明申し上げます。

この法律の最も重要な内容をなしますのは、公共災害に対する特別の財政援助のやり方、それから農地、農業用施設等の施設に対しまして特別の財政援助のやり方、その他いろいろございまして、特に従来の特例法との関係で見まして、今回相当大きく考え方が変わっておりますのは、この二つの部分でございます。それ以外の各種の措置につきましては、大体従来の伊勢湾台風等におきましてとりました方式がほぼ

そのまま踏襲されて法律の条文になってございますので、それぞれについて御質問がございましたらまた申し上げますが、まず公共災害と農地、農業施設の関係について御説明申し上げます。

まず第一に公共災害の関係でございますが、法律の第三条からございまして、そこにごさいますように、対象の事業としましては、地方公共団体の負担になる各種の事業を、十三事業になりますが、ここに羅列してございまして、公共土木施設災害復旧事業、以下洪水排除事業までございまして、こういう事業を対象にする。それで政令の内容としましては、この法第三条でございまして、政令で定める基準に該当する地方公共団体ということになっております。いわゆるこの特例が適用になります基準でございまして、それがこの(2)でございまして、「当該地方公共団体の上記事業別地方負担額の合計額が当該団体の標準税収入の県にあっては二〇%を、市町村にあっては一〇%を超える団体を激甚県、市町村として指定する。」これが政令の内容になるわけでございます。

それから次に、地方負担に対する超過累進方式でございまして、このうち県につきましても方式は、法第四条に規定してございまして、ただ市町村の方が政令に譲ってございまして、その政令に譲りました市町村の方も、府県に準じてこれを行なうということになっておりまして、それがこの表の右側の方に書いてございまして、標準税収入に対する地方負担の割合が五%までは措置なし、五%から一〇%までは補助率六〇%、一〇%以上は補助率六〇%、以下こういう超過累進方式によってやります。こ

れが政令の内容になるわけでございます。

次のページは、今度は各十三の事業が公共災害として合併されておるわけでございますが、上のページに書いてありましたようなことで、国の特別の財政援助額の総額がきまりました場合に、これを各事業区分ごとにとどのよう配分をいたすかということ、これも政令の内容になります。その形を一つの例によりましてここに示してあるわけでございます。考え方は、要するに地方負担の額に応じてそれぞれ今の特別財政援助額を配る、こういうことでございまして、注にそれぞれその計算の方法なども書いてございまして、くどくどしなくなりましてからこは省略をいたします。大体そういうことでございます。ずっと二ページから書いてあります。地方の負担の程度において配っていく、こういうことでございまして。

それから四枚目に、公共災害高上額試算表というのがございますが、これは三十四年の伊勢湾台風の場合の実例につきまして、今回の方式によって特例かさ上げ額を計算したした場合にどうなるか、こういう実際の計算でございまして、問題は、県の方で参ります。ここに六県あがっておりますが、今回案というのが今度の総合負担法で、三十四年災害高上額というのは、三十四年のときに実際に発生した実績であります。ここにありまして、総体で見ますと、今回の方が若干国庫の負担額が大きくなる、こういうことでございまして。市町村の分につきましては、二百八十三の市町村について同様な計算が示してございまして。

次に、一枚めくっていただきますと、農地及び農業用施設に関する特別の財政援助の方法がございまして、これはあげて政令に譲ってございまして、その内容としましてはどういうふうにいたすかということ、まず被害の激甚地指定ということがございまして、これは従来のこと、農地、農業用施設だけについて一農家当たり五万円をこえれば激甚地だ、こういうような指定の方式をとっておりますが、今回は、災害関連事業なども合算することになりましたので、そういった農地、農業用施設の災害復旧事業、災害関連事業の地元負担額の合計額をとりまして、被害農家戸数でこれを割ったものが二万円をこえたものは激甚地として指定する、こういう考え方にまわっております。

そういったものにつきましての超過累進補助率であります。これは(4)に書いてございまして、一戸当たり地元負担額が一万円をこえたものには七〇%、二万円から六万円が八〇%、六万円をこえたものは九〇%、こういう超過累進率を適用することにしたしております。

それから林道につきましては、従来とも農地、農業施設を別途に扱っておりますので、これについても同様の考え方を認めておりまして、まず激甚地の指定については、市町村の区域について、林道の被害の延長が一メートル当たり百八十円をこえる地域を指定する、そうして超過累進につきましては、(4)に書いてございまして、一メートル当たりの地元負担額が百十円をこえて二百円までが七〇%、二百円

をこえて五百円までが八〇%、五百円をこえれば九〇%、こういったようなことでございまして。

なお、その基礎になりました考え方は、次の参考というところに若干説明的に書いてございまして、農地、農業施設で見たいとしますと、一番左に一戸当たり事業費というのが出ておりますが、これが従来の場合ですと、災害復旧事業だけについて五万円という基準を、さき申し上げました災害関連事業が入る関係で、事業費でいけば五万三千円くらいになるようでありまして、そういうものからだんだんに被害の程度が大きくなるに際して、現行法による地元負担額、これがA欄、それから従来の特例法の場合の地元負担額、これがB欄で、たとえば五万三千円の場合ですと、一万二千五百六十五円ということになるわけでありまして。今回の特例法によりまして、地元負担がどうなるかという、D欄にありますが、このDとBを比較していただきますとわかりますように、比較的被害の程度の低い場合には、現行より今回の措置の方が若干負担が多くなるわけでございますが、七万円をこえま

と、今回の措置の方が地元の方に對して有利になる、こういう形になります。林道についても同様の計算がございまして、省略させていただきます。

大体、この部門の中で特に重要な部分として問題になっております公共災害、農地農業用施設についての特例方式というものの考え方、内容を述べたのでございまして。

○芳賀委員 ただいま政令案の説明がございましたが、そうすると、この種の

政令の中央防災会議に対して意見を聞く必要はないということですか。あるということですか。

○宮崎説明員 もちろん中央防災会議にお諮りしなければなりませんけれども、中央防災会議には、御承知のように関係各省機関が協議して付されるわけでありまして、問題の性質から見ても、この法律を御審議願うにあたりまして、関係各省間の意見がまとまっておらなければこれは問題になりません。関係各省として全部話のついたところが今申し上げたようなところでございます。従いまして、この法律が通りますれば、また防災会議の方がもうできておるわけでありまして、御審議を願って政令になる、こういうふうに考えております。

○芳賀委員 そうなると、中央防災会議というものは形式的なものですね。事前に各省が話し合いをして、たとえば次官会議等でこれでいくということになって政令案が合意されれば、形式は中央防災会議に出すが、それはメンバーがみな役人だから、別にそこで意見は出ない、異論は出ない、トンネル機関のようなもので、ただ法律に中央防災会議の意見を聞かなければならぬということの形式上うたてたものであるだけにすぎない、そういうふうに理解していいわけですか。

○宮崎説明員 まことに申しわけございません。ただいま、ちょっと私答弁を間違えました。ただいま御説明いたしました公共災害あるいは農地、農業用施設の特例方式というものの政令の内容は、これは防災会議における事項ではございません。防災会議として解きほぐしておき願わなければなら

りませんのは、この激甚災害をどうするか、基準と申しますか、をどう定めるのか、それからこの激甚災害を各条のどれに適用するかということをおきめ願う、その点が防災会議に付さなければならぬ事項でございまして、ただいま御説明申し上げました点につきましては、防災会議にもう一ぺんお諮りする必要はないわけではございませう。間違えましたので……。

○芳賀委員 それでは、結局中央防災会議の意見を聞かなければならぬ事項ということになれば、当然この法案の第二条に記されておる、たとえば台風九号とか十号の災害が一体国民経済上著しい影響を持つ災害であるかどうか、この種の災害対策を講ずることによって地元の公共団体が非常に負担が過重になる、あるいはこの災害による被災者は国の責任で救済しなければならぬ度合いのものである、そういうものを激甚災害として認定する認定の基準等については、その種の政令は中央防災会議に意見を聞かなければならぬということになるわけでしょう。そうじゃないですか。

○宮崎説明員 御指摘の通りでございまして、そういった具体的な規定あるいは基準、そういったものは、中央防災会議にお諮りしてきめる、こういうことになるわけではございます。

○芳賀委員 それでは総務長官にお尋ねしますが、一体この法案にうたてある国民経済に著しい影響を及ぼす災害ということになれば、これは従来いろいろな災害がありますが、今次の台風九号、あるいは十号、それからまた先日襲来しました十三号とか、ひんぱんに襲来しておるわけですが、これらの

規模の台風災害というものは、一体法案でいうところの国民経済に影響を及ぼす被害として認められるべきものであるかどうか、これはどうお考えですか。

○徳安政府委員 この文字は非常に重大な文字になっておるわけですが、あつて防災会議の良識によってきめていただくといい以外には今のところないと思います。

○芳賀委員 そういう無定見な態度で政府は仕事をやるのですか、何もわからず、どうか中央防災会議で考え下され。政府として全くそれは無責任な態度ではないですか。防災会議の意見を聞く場合も、やはり災害を激甚災害と認定する基準の案とか、草案というものを一応政府がつくって、そうしてこれでどうしようかといつて中央防災会議にかけるならば話はわかるが、非常にむずかしい、重大な問題ですから、どうか白紙でおまかせしますから研究して下さい、こういうことなら政府というものは要らぬじゃないですか。

○徳安政府委員 これは防災会議で決定する事項になっておりますから、字句の上においてはいろいろ御意見はございしますが、あつて防災会議によつて、この第二条の精神を体して御決定を願うことになると思ひます。

○井手委員 ちょっと関連して、政令についての御説明をいただきましたが、なかなかふなれでございましてよくわかりませんので、端的にお伺いいたします。今度の災害で、都道府県の中で二〇%以上に該当するいわゆる激甚地と認められる都道府県はございしますか。また査定が全部済んでおらぬことはよく承知しておりますが、大体の見当はついておると思ひます。

○宮崎説明員 午前中にも御質疑があった点でございしますが、御承知のように、各省で査定実施中のものでございまして、査定額が確定いたしましたものと、この方式による負担額の数字というものも出て参りませんので、現在としてはわかりかねます。

○井手委員 そんな答弁はもう初めからわかつておるのです。そんなことを聞こうと思つて私は関連で立つたわけではございません。政務次官、どうなんでしょう。せっかく答弁いただきましたらば、大体見込みというものはわかるはずですが、また査定の率というものは長い間の体験がございしますから率をかけていけばわかるはずですから、そこで府県のものをお示しいただきたい、続いて市町村のものもお示しいただきたい、場合によっては全国にわたつてお尋ねいたします。

○奥野政府委員 先ほど宮崎調査官からお話がありましたような事情でございします。しかしながら、一応府県から、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、それに該当するような被害額の報告がございました。この報告のうち査定になるのがかりに八〇%と推定する、さらに府県分がそのうちの八五%と推定する、こういう推定をいたしたわけでありまして、そして三十七年度の標準税収入との割合で見てもいいわけでありまして、そうしますと、私たちの計算では佐賀は二〇%をこえておるわけでありまして、その他の団体はこえて参りません。しかしながら今度の方式では、単に災害土木費国庫負担法の対象になる事業だけではございせん、災害関連事業その他もみんな合算するわけではございしますので、正確

な推定ということは困難だと思ひます。今申し上げましたような方式をとつて計算をいたしますと、佐賀は二〇%をこえて、その他はこえない。しかし実際やってみた結果では、ほかの団体でも二〇%をこえてくる団体が出てくるかもしれません。佐賀はあるいは二〇%をこえないという事態もある、こういうことにならうと思ひます。市町村につきましては、相当多くの団体が、その災害を激甚災害として指定されますならば、その適用を受けることになると思ひます。

○井手委員 市町村も大体わかつておると思ひます。ずいぶん私は意見を持っておりますが、関連ですから簡単に終わりますが、熊本県の玉名市、福岡県の高田町、佐賀県の嬉野町、長崎県の高来町あたりはどうなりますか。

○奥野政府委員 ちょっとその団体の数字は承知しておりませんので、できる限り調べさせていただきますと思ひます。もしその団体が推定しております被害額がわかりますならば、標準税収入はこちから承知しておりますので、すぐはじいてみたいと思ひます。

○井手委員 これで終わりますが、それでは北海道その他を含めまして、大体激甚市町村として指定を受けそうな市町村の数はどの程度でございしますか。

○奥野政府委員 私が申し上げることが適当かどうかわかりませんが、かりに北海道の今回の災害を激甚災害として指定されますれば、相当多くの市町村がこの特別財政援助を受けることになると思ひます。

○芳賀委員 総務長官に繰り返してお尋ねしますが、激甚災害の認定、これが一番大事なことであつて、とにかく

発生した災害を認定するかもしれないかによつて、これは激甚災害であるとかないとかいふことになるから、県や市町村が指定されるかどうかといふことはそのあとの問題なんですよ。たとえば九号台風とか十号台風の災害というのは、この法律によるところの激甚災害であるかどうかという認定を下さなければならぬわけでしょう。それにはその基準というものが要るわけですね。基準については、中央防災会議の意見を聞くのでありますが、決定は防災会議がするわけではないのです。参考意見は聞くが、決定は政府みずからがきめることになるわけですから、すなわちわが国会において災害対策特別委員会でも設置してわれわれが苦勞しておる中において、この九号台風、十号台風が、法律案にもし照らした場合に、一体これがいよいよ激甚災害になるかならぬか、そのくらいのことかわからなければ、何も法律の審議なんかできないじゃないですか。その尺度があるかないか。そういうものをこれに照らした場合、なるかならぬとかいふことになるが、今用意はしておられるのかどうか、そういう点を明確にしてみたい。

私が考え違ひをしておりますので訂正しておきます。

また今の、激甚災害として認めるか認めないかは白紙のままできめられてはという御意見があるようでございまして、それは先ほど宮崎君が説明いたしましたように、本法に基づきます幾多の政令が用意されておりました。それが出ますれば、先ほど百分の二十とか百分の十とかいふ問題がすでに議論の中心になっておりますように、その中心の基本的なところによって大體荒筋がきまりまして、そうしてただここに問題が出ておりますのは、国民経済に著しい影響を及ぼすという、この文字が一体どの程度に参酌さるべきかという問題が残るのみでございまして、これは防災会議の委員諸君の良識による以外にはないと私も考えておりますので、全然白紙であるわけではございません。政令はたくさんできるとはございまして、ただいま各省間でその政令の立案に一生懸命になっておりました。近くこれはお示しできると思ひます。そうしたら一つの基準によって防災会議でも意見が出るわけではございまして、決して白紙であるわけではございません。

○徳安府委員 先ほど実は私がお答えいたしましたにも少し間違ひがございまして、これは芳賀先生の誘導尋問に陥つたやうな気がするのですが、あるいは私の考え違ひだったかも知れませんが、政令をきめる場合には中央防災会議の意見を聞かなければならないというの、第二項一項、二項の該當を政令できめる場合にのみ意見を聞くだけでありまして、一般の政令は聞くわけではございません。これはちよつと

ことをまず選定して認定しなければならぬわけですね。その場合の尺度というものは、政府としてすでに用意してあるのか、徳安さんが言うように、これから防災会議ができたところに尋ねてみる、そういう程度のものか、一体どうですか。これは津島さんも農林政務次官で出ていますが、どうですか。

○藤田政府委員 大體において総務長官の答弁と同じでございますが、われわれの立場としましては、特に地方自治体は災害の場合の負担がしお寄せをされまして、それが地方自治体の赤字を生む原因になってきておるといふ過去の事例に徴しまして、できるだけ政令の指定を、幅を広くしてもらうといふことを、現実の防災会議の運営においては強く発言して参りたいと考えております。

○芳賀委員 どうも私の質問が拙劣かも知れませんが、この災害が激甚災害になるかならぬかといふことをまず認定する必要がある。その場合には必要なる政令で基準を定めるということになつてゐるのです。だから、なければならぬいいですが、その尺度というものは用意されてあるかどうかといふことを聞いておるのです。

○藤田政府委員 その点に關しましては午前中も質問があつたのでございまして、都道府県の場合、市町村の場合に分けまして、政令で標準税率に対するパーセントをきめてやうといふこととあります。

○芳賀委員 それは違ひ。指定県になるか指定市町村になるかという場合の政令案といふものは、宮崎さんが説明したから大體わかるが、一体どの災害に対して指定するかしないかといふこと

とがわからなければ、たとえば三十七年一年中に出たあらゆる災害を激甚災害というつもりですか。その中のこれこれの基準に適合する災害だけというつもりですか。

○宮崎説明員 私、恐縮でございますが、どの程度までやっておるかといふことの御質問でございますので、少し御説明申し上げます。

この二条に規定します国民経済に著しい影響を及ぼす災害、これがいわゆる激甚災害となるわけでございますが、御承知の通り、今までの御説明でもいろいろ申し上げておりますように、従来いろいろの特例法が實際に行なわれてきた。それを土台にしてこの法律ができておるわけでございますので、そういう意味で、従来の特例法が出た場合とはどういふことかといふのを、各条文ごとにそれぞれの所管省でいろいろと検討してございまして、先ほどからいろいろお話が出ておりますように、たとえば天災融資法ではどうだ、あるいは洪水特例ではどうだといふようなことは、それぞれ従来の実績でございました。それから、実際にいふと、われわれ事例といふものが幾つもございまして、そういうものを中心にいたしまして、そしてこの防災会議であつたためて検討していただく、こういうことになるものと思ひます。公共土木施設等につきましても、従来実績といふものはあるわけでございますから、そういうものを中心にして、防災会議で当然きまつて参る、こういう考え方で検討が進められておるわけでございます。

○芳賀委員 その点は従来は、たとえば伊勢湾の災害が起きた際には、伊勢湾台風を中心とした特別の立法措置、あるいはチリ地震の場合にはチリ地震に対する災害立法とか、その災害ごとに、これは国民経済上甚大な影響があると認めて、立法措置といふものを講じて災害対策を講じてきたわけですね。今度は、事前に一応の尺度といふものをつくつておいて、それに照らして、今度の災害は当然激甚災害になるかどうかといふことで処理するわけであつて、発生した災害ごとの立法措置といふものは、従来よりも必要性がずっと少なくなつてゐるというところに、この法律の特色があると思ひます。

ですからそういう場合、たとえば九号台風の場合には、九号台風の全国的な被害総額が、公共土木とか、あるいは施設関係であるとか、農作物関係であるとか、総体の被害額といふものが判明するわけであつて、そういう被害総額がおよそどの程度以上とか、あるいはその被災者の数がどの程度であるとか、あるいは実際に被害を受けた農業とか漁業とか、それらの波及した被害の面積とか、規模といふものはどういふものであるか、そういうものが、やはりそれぞれ政令で基準を定める場合には、一つの要素になると思ひます。われわれとしては当然九号台風、十号台風等は、この法律でいうところの激甚災害になる。そういうものがなければ、これは立法措置の必要がないわけですから、それらの被害の基準といふものをつくる場合の用意といふものは、ただ抽象的に判断することではいけないと思ひます。だから、合理的にどういふような要素を総合して判断して、この激甚災害と認定するかどうかといふことは、これは非常に

大事なことなんです。国民経済上から見て、これは重大なことだと思われけです。そういうものがまだ具体的に用意されていなければ、未熟なものであればやむを得ないとしても、法律を前国会から審議しているわけですから、そういうものはもうすでに用意されておいて、防災会議が設置された場合には、直ちに意見を聞いて決定するということにしているわけじゃないか、話も言われたが、それはいいのですか。

○藤田政府委員 とりあえずとしましては、従来特例法を実施したような災害の前例を基準にいたしまして、今回の災害に際しましては、現地の調査査定の結果を待ってきめていくということ以外にないと思いますが、今芳賀委員のお示しのような具体的な基準をも、法律が政令できめておいて、そして間髪をいれず指定をするということ、後三十幾つの政令の制定にあたりましては、そういう方向で研究しなくてはならない、かように考えております。

○芳賀委員 もう少し端的に答弁してもらいたい。九号台風や十号台風は激甚災害になるかならぬか。ならないと言ったら、これは国会でわれわれが九号台風及び十号台風に対する被害の立法措置を講ずることができるといふのです。皆さんがなるといふのであれば、一応どういふことをやるかおまかせして、みてほしいが、ならないと言っているのであれば、今ちょうど国会の会期中ですから、われわれ立法府ですから、ああいう大きな災害がならないのだということになれば、当然われわれは立法措置

置をやりますからね。そこらのけじめをつけてもらわなければならぬが、どうなんですか。

○藤田政府委員 九号、十号に關しましては、これは問題なく激甚災になると思ひます。十三号等に關しましては、まだ被害状況も詳細でありませんし、今後の検討を要する問題だらうと思ひます。自治省としましては、なるべくこの指定の範囲が廣くなることを期待いたしております。

○芳賀委員 こういうことは政府の責任で明らかにしなければ、災害基本法にも、国の責任というものは、従来と違つて明確になつてゐるでしょう。都道府県知事の報告の義務等も、災害基本法にうたわれてゐるのですからね。でたらめな、予算獲得だけのそういう陳情的な報告だけではだめですから、地方公共団体の長の行なう報告といふものは、だから相当權威のある災害の調査とか、数字の収集といふものは、これは当然できるはずですよ。それは、たとえば一つ一つの災害の規模があるいは小さくとも、連続に九号、十号、十三号といふふうにくる場合は、九号、十号台風ないし十三号台風に対する何々といふような、そういう立法措置の前例といふものは幾多あるわけですから、もし十三号が小さいとすれば、これは九号、十号に合せて措置を講ずるといふことは、当然いいことなんですよ。これは無能ならできないが、頭を働かせれば、やはりそういうものを合せて、国民経済上に影響がありという判断を正しくする場合においては、類する災害といふものは、それがある時限においてまともに措置するといふことは、当然可能じゃない

ですか。不可能だといふ考えでゐるのですか。一つ一つの災害ごとに、これは激甚災になるかならないかといふ、そういう判断でいくのか、ある一定の期間連続して、しかも同じ地域が連続して見舞われるような災害に対しては、やはり数個の災害、これを一体のものとして激甚災害と認めることは、これは可能と思ひます。そういうことは一体どうするつもりですか。

○宮崎説明員 技術的な問題でありまして、私からお答えいたしますが、災害の指定にあたりましては、これは今のお話にも出ておりますように、たとえば九号であるとか、あるいは第二室戸台風であるとか、そういう一つ一つの災害に基づく地帯を、激甚災害地として指定して參る、こういう考え方でできておるわけでございます。ただ実際の適用にあたりまして、それではそういうものが一年度の間に幾つもきたときにどうするかという問題でございます。午前中にもお話がございましたが、常識的に、そういう場合には通算をしていくというのが従来の実例でございます。今度もそういうふうになるわけでありまして、これは政令になります。そういうことでございまして、今御指摘の点まことにございまして、

を、いわゆる個々の災害にあつたの、今後恒久的な制度にしようといふことでございまして、九号、十号はどうか、先ほどからお話が出ておりますように、いろいろの点がまだ未調査の問題でございまして、これが該当するとかしない

といふことを申し上げることは、非常に困難だと思ひます。ただ、従来こういつた特例法が出て、そのものの実績を基礎にしたといふことを申し上げておるわけでございますから、その辺の判断はおのずからおつきになるのにならうか、こういうふうにご考慮願ひするわけでございますが、ボーダーラインになりますと、これはやはり相当問題があるかと思ひます。従いまして、防災会議といふようなもので、やはり個々の実情といふ点を考へてきめていく、こういうのが実情になつておるのじゃないか、こういうふうにご考慮願ひするわけでございます。

○芳賀委員 激甚災害の認定については藤田政府次官からも答弁がございましたので、政府としてはその程度のことば考へておるといふことがわかりますが、ただ問題は、たとえば九号台風は激甚災害に指定されたとしても、その災害の中においてこれを都道府県ごと、市町村ごと被害地域を今度は政令の別の基準で照らした場合、どこも対象にならなかつた。こういうこともあり得るのですよ。さつきも宮崎さんでしたか、奥野さんでしたか、九号台風は佐賀県しか対象にならぬといふような、そういう発言もあつたわけですが、災害だけは激甚災害に指定しても、それが、今度は実際被害を受けた被災者あるいは災害復旧にあつた県、あるいは市町村が一つも激甚地の指定を受けることができなかったという場合も絶対ないとは言へぬでしょう。そういううばかたことがあつてしかるべきと思ふかどうか。災害だけ激甚災害に指定しておいて、あとはお前らのところは激甚災害地でない指定しな

い。そういうことになると、災害に位をつけただけで終わつて、国は何ら激甚災害の財政援助法を適用しないで終わるという場合も出てくるのじゃないですか。百のうち一つくらいあるなんというのがあるうちに入らないですよ。これは具体的な問題ですよ。被害地の皆さんは心配しているのですからね。今から指定になるかならぬかといふことが頭に来ておるわけですから、災害だけに激甚災害の位を預けて實際の施策が講じられない、こういうことだとこの法律の必要性といふものはないわけですね。ですからこの法律の精神に適合する政令といふものをつくれれば、そういうばかことが起きないで済むのであつて、そこに問題の重大性があると思ひますが、これは阿政務次官の御意見を聞いておきたい。

○藤田政府委員 ただいま御指摘の場合はあり得ると思ひます。あり得ますが、そういうことはきかれて例外的なことではないかと思ひます。従いまして私は午前中も答弁いたしましたように、都道府県、市町村のパーセントをやつぱり将来はとりあえずこれです適用してみまして、実績を積み上げて順次改善していくというふうな場合、当然そういうきかれて例外的の場合も考慮した態勢を検討しなくてはならぬ、そういうふうにご考慮願ひいたします。

○津島政府委員 理屈の上からは芳賀先生の言うようなことがあり得るとも思ひますが、どうも私は考えますと實際においてはそういう不一致のことはないと思ひます。

○芳賀委員 そうじゃないでしょう。災害の規模は非常に大きくても、それはやはり具体的に被害地域の県、ある

いは市町村長にこれをあてはめていけば先ほど説明のあった政令等によると大部分が県段階においてはほとんどこれはふるい落とされてしまう。市町村段階においてもこれでいけば、大体全体の二割くらいのものであります。そういふことになればもう府県はこれはだめだ。市町村については二割程度で八割はだめだ。そうなるもただ激甚災害という災害の横綱の位だけ与えて、あとは何にもやらぬ、こういうことになるのです。政令をつくるのは事務当局の仕事ですから、そこは長年の災害の経験とか、購じた措置等を土台にして、そうしてその政令の基準というものは当然つくるべきである。そうならぬですか。やってみてみずかつたら直すというのはこれは下です。十分これは検討する余地があると思うが、一体どう考えているのですか。

○農野政府委員 従来特例法を講じたような災害が発生する、それを激甚災害として指定する、そうした場合でもこの法律の適用を受けるような、特に第四条の適用を受けるような団体が全然ないというようなことは考えられないのではないか、こういうことを言っておるわけでございます。ただ府県になりますと、地方負担額を総合いたしまして、標準税収入の二割をこえなければこの特例措置の適用を受けませんので、先ほど御説明いたしましたような状態が起こってくると思えます。ただ現在のところは地域的にかなり激甚な災害を受けておるわけでございますけれども、この総額から見ると参りますと、三十四年とか、あるいは二十八災というようなものと比べますと、ずっと規模は今のところは少ないわけでございます。今までの災害報告額を基礎として府県についてこれを適用すればどうなるかということで、先ほど御説明申し上げたわけでございますので、実は従来特例措置を講じてきた、そういうような災害を激甚災害として指定した。しかも四条の適用を受ける団体が全然ない、こういうことはまず考えられないのではないかと思っております。しかしながら今後運営の過程におきまして、いろいろと改善すべき点が見出されてくるだろうと思っております。順次見て合算をしていくべき問題が出てくるだろうと思えます。

て、仮定の計算でございますが、その際に県ごとにプラスになるものもあるものと申し上げた通りであります。全体といたしましては若干今回の措置の方の手厚くなるようにつくつてあります。県別に見ましても従来の措置よりも薄くなると思いますか、そういうものは非常に例外的でございます。大体において手厚くなる方が多い、こういう形になって参ります。しかしこれはもちろんこういう災害の態様に對する一つの仮定計算でございますから、従来の方が有利になる場合もあり得るということは当然あると思えます。それではなぜそういうことをやるのかということだと思えますが、やはりこういう特例法の重要な点は、全体を通じて合理的に災害の被害の程度というものをなるべく合理的、客観的にきめるということになります。その場その場でのいろいろとまた問題が起こつて参ります。そういう意味ではたとえば地方の財政に關係する地方公共団体の問題であればやはり地方公共団体が負担する。小災害に關する特殊の負担というものを合計したもの、問題にした方が合理的ではないか、こういうことが一つございます。農業關係であればやはり農家の負担になる。そういう各種の施設を合算していく、こういったことが合理的ではないか、もちろんこれで理論的にびんと割り切れたというほどのものではない、せいぜい合理的なものになつてゐるのではないか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○芳賀委員 時間の關係で次に移ります。非常に私が疑問に考えておりますのは、たとえばこの法律の中に天災融資法の適用の問題がありますが、これは何のために天災融資法の特例措置をこの法律にうたつたか、その真意がちょっと解しかねるわけですね。これは津島政務次官から、わざわざ天災融資法關係をこへ持つてきた理由、根拠を明らかにしていただきたい。

○林田政府委員 天災融資法をこへ持つてきた理由につきましては、天災融資法には従来限度があつたわけでございます。その貸付限度を激甚災害の場合におきましては引き上げるといふことをいたしておりますので、持つて参つた次第でございます。

○芳賀委員 それがおかしきんじやないですか。天災融資法に不備な点があれば、天災融資法自身を根本的に再検討すべきであつて、ここにだけ突然とこれといふようなやり方はおかしいじゃないですか。

○林田政府委員 やはり激甚災害になりますと、たとえば従来天災融資法で金を借りるというふうな場合もあるわけでございます。そういうふうな、午前中にも問題になりましたように、連年災害で非常に激甚な災害があつたといふような場合には借りかえも行なわれたい。そうしますと、そういう激甚の災害の場合には、限度額を引き上げないと困るわけでございます。激甚災害として一般的にここにすべての事項が規定してあるわけでございますから、特に天災法を改正するといふのでなく、激甚災害の場合には、激甚災害の

法律によつて天災法をもつて被害者のために有利に規定しておくといふことでございます。

○芳賀委員 天災融資法の根拠は林田さんが知つてゐる通りであつて、天災融資法の場合には、被害農林漁業者の被害の深さというものに尺度があるわけですね。その被害の幅とか、それが激甚であるかないかよりも、農業、農作物とかあるいは漁業、林業に与えた被害の深度というものによつてこれを特別被害者にするかしないかという判断が行なわれると思つてゐます。だから、たとえば台風災害でなくとも、冷害であるとか凍害であるとか、そういうような被害、冷害なんかの場合はほとんど農作物災害だけに局限されるわけであつて、施設の被害も公共土木も何も被害を受けない、農作物だけが甚大な被害を受けるといふような場合にこれが最も強く発動されなければならぬであつて、その場合天災法による国民経済に与える影響というものと激甚の国民経済に与える影響とは違ふと思つてゐます。全然異質ではないけれども、その判断の基礎といふものはおのずから違ふと思つてゐます。こういう激甚災害だけに最高たとえば十五万円を二十万円にするとか、北海道の二十万円を二十五万円にするとか、いろいろうたつておりますが、この激甚の方で最高を二十万とか二十五万に押えてしまつと、今度は天災融資法自身の発動の場合にはこれは非常に拘束されるといふことになるのではないですか。

○林田政府委員 天災法によります貸付対象でございますが、これは、仰せのように作物災害がその対象でございます。たとえば凍害とかそういういふ

とによりまして作物だけが被害を受けたばかりに一般的天災はなかったという場合には、もちろんこの天災法そのものでいくわけでございますが、これはやはり激甚災害として指定されまして、作物のみならずいろいろな災害を受けた、こういう激甚災害につきましては、限度を過ぎて個人に対しても貸付を行なう必要があるわけでございまして、そういうふうな見地から、天災法の場合も一般の場合よりは限度を拡大していく必要がございますので、こういう規定を置いたのでございます。

○芳賀委員 私、天災融資法関係はこういう法律の中へ持ち込むべきでないという考え方の上に立っておりまして、しかし、たとえば災害基本法によっても、冷害とかあるいは凍害とかいうものは災害の中に入るでしよう。その点はどうですか。

○宮崎説明員 災害対策基本法で御説明があったと思いますが、激甚災害は対象として入ります。

○芳賀委員 そこで、天災融資法関係の、たとえば、これは国家融資ではない、資金源を国の融資機関から流しておるのではないのですから……。ただささやかな利子補給と損失補償だけを国が行ない地方公共団体が行なっているというものであつて、こういう災害に対して、国並びに地方公共団体が災害対策の一環として激甚災害に対する国の負担を強化するというところであるならば、むしろその利子補給であるとか損失補償の面についてこの援助法を発動するというのがあれば話がわかるが、貸付限度だけ特別引き上げますというふうなことは何も意味がないじゃないですか。激甚災害の場合、こ

の適用を受けて貸し出した資金に対する利子補給、損失補償については別途の措置を講ずるという考えでこへ持ち出したのですか。そうであれば説明していただきたい。

○林田政府委員 限度を上げますと、利子補給につきましても、あるいは補償の額につきましてもそれだけふえるわけでございまして、ここでは利子補給の率を上げるといふことは規定してないわけでございまして、額の限度をふやしております。従いまして、利子補給とか補償の総額としてはふえてい、こういうことになっております。

○芳賀委員 それはあたりまえのことである。それは利子補給もふえるが、被害者の借りた方の利子もよけい借りればふえるでしよう。同じじゃないですか。激甚災害の場合、天災融資法においてはこうであるけれども、特例措置として利子補給率を引き上げるとか、あるいは被害指定を受けた地方公共団体の利子負担は免除するとか、政府が全部肩がわりするとか、あるいはまた損失補償についてもこうやるとか、そういう措置が並行的に講ぜられておればなるほどとわれわれも同意する点があるが、単純にただ貸付限度をこれだけ上げますという程度では、わざわざこんなところへ持ち込む必要はないのではないですか。しかも政府の資金じゃないでしよう。国家資金を大幅に貸し出すためにこの法律に強調するところのあれはまだ話はわかるが、公庫融資にしても、あるいは自創資金等についても、災害関係の融資は行なわれることになっておるにもかかわらず、政府機関の融資というものはこの法律に何ら現われていないじゃないで

すか。そういうところに問題があると思う。この程度のことであれば、何もわざわざおこがましく天災融資法がどうでございませうというものは、これはやめられた方がいいと思う。

○林田政府委員 おっしゃいますことはまことにごもっともなものでございまして、これは従来も天災融資法の特例法を激甚災害の場合には作っておるわけでございます。それで、もしこへ入れておかないと、そのつどやはり激甚災害の場合には特例法を作らなければいかぬという問題がございますので、このようにほかの施策をすべて一括しました激甚災害の財政援助に関する法律ができました機会に、それをこの天災融資法の中へ入れておきまして、そのつど特例法を設けるという必要がなないようにしたいというふうな見地から特に入れたような次第でございます。

○芳賀委員 これはあとで農林大臣にも出席を求めて、非常に重要な点ですから、これに保留しておきます。ただここでお尋ねしたい点は、それではこの公共団体の負担の中には天災融資法に基づく県並びに市町村の利子補給、あるいは行なつた損失補償等は合算されるかどうか、その点はどうなんですか。

○奥野政府委員 合算いたしますのは十三条で規定してある事項でございます。合算はされません。従来と同じように特別交付税で処理していきたい、かように考えております。

○芳賀委員 合算されなければ、この天災融資法の場合は、たとえば五年償還とか、いろいろな条件がありますが、毎年度行なう公共団体の利子補給については毎年度やはり特別交付金でこれは処理していく、そういうことになつていくわけですね。

○奥野政府委員 その通りであります。

○芳賀委員 最後に、小災害に対する起債の特例の問題ですが、これについても非常に消極的な措置しかできないようなことになっておるわけですね。この激甚災害については地方債の問題ですが、法律にはうたつてありますけれども、二十四条の関係についてももう少し詳しくここで説明してもらいたいと思ひます。

○奥野政府委員 御承知のように一カ所当たりの災害の規模が一定の限度をこえまないと国庫負担の対象にされないわけでございまして、それ以下のものも拾い上げまして、国庫負担を受けたと同じ程度の援助を当該地方団体に与えるようにしたいという建前でござい

ます。従いまして、国庫負担の対象とならない規模の小さい災害につきましても、これを集めてみて相当の金額になります場合には、地方団体の復旧責任に帰属しますものにつきます。全額に於いて地方債を認める、そうして国庫負担相当額につきまして、一部は地方交付税の基準財政需要額にその元利償還額の一部部分を算入して、一部は直接元利の補給を国庫から行なう、しかし、合わせれば国庫負担と同じ程度の援助を当該団体に与えることにしようという建前でございまして、一

項の方は地方団体の責任に帰属する災害復旧事業費でございまして、二項の方は農地、農林水産業施設にかかるものでございまして、この部分は国庫負担額に相当する部分を地方債として認めるわけでございまして、その全額に

つきまして、地方交付税と元利補給金と合わせまして国庫負担額に相当する額になるということでございまして。

○芳賀委員 最後にもう一点。これは農地局長に伺いたい。第十條の土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する国庫補助の問題ですが、これはたとえば北海道における昨年、本年度の災害によつても、この湛水排除の問題が非常に強く叫ばれておるわけですが、これは大体堤内地において湛水が長期間にわたるようなことがあつて、水稲とか農作物が非常に大きな被害を受けるわけでございまして、この排水ポンプの施設ですね。これについては、従来非常に消極的な態度で臨んでおつたわけですが、この法律を適用した場合に、この内水排除のポンプ施設等については、具体的にどういうことで国が助成しているのですか。

○庄野政府委員 堤内地の、農地を主とする場合の湛水期間が、大規模・長期にわたる場合に、土地改良区で応急的に排水事業をやる、こういった場合にもちろん十條が適用されます。公共団体である市町村がやる場合には、第三條十四号の公共負担でやる、こういうことにはなりますが、土地改良区が主体になります場合には十條、その場合に、十條によりまして十分の国庫補助をやる、こういうことになります。恒久的の施設はどうかというところになります。恒久的の施設は、先ほど午前中にも御説明申し上げましたが、排水防

災事業としてこれをやる、こういうことなんでございまして。

○芳賀委員 これは毎年度災害が起きて、たとえば本流からの逆流によると

か、あるいは堤防から溢水したという

ようなことで、堤内地に湛水地が起き

るわけですね。これは堤内です。よ

堤外は水が流れているのだから、これ

は洪水のときにはしょうがないが、そ

の場合毎年同じような形の災害が起き

るわけですね。そうならば、これは恒

久的に、半恒久的に、たとえば町村で

あったも土地改良区であっても内水排

除の施設を講じておかなければ、その

ときになって間に合わないわけでは

ね。だから、それらの法律には書いて

あっても、実際土地改良区がそれでは

北海道の千歳川流域ですね、この内水

排除の施設をするとか、あるいは空知

川、石狩川合流点においてそういう施

設を土地改良区が行なうというような

場合には、これは土地改良区と書いて

あるのだから農林省の所管ですが、農

林省が積極的にそういう排除施設に対

して助成する。今まではあまりやって

いないのですがね。今後は、この法律

が成立すれば、内水排除の施設等に対

してもほんとうに積極的に助成をする

のであるかどうか、その点はどうなん

ですか。

○庄野政府委員 この十条は応急的な

ものでございます。それで、恒久的な

施設として、常に大雨が降ると滞水す

るといった地帯につきましては、今申

し上げましたように滞水防除、防災事

業といたしまして、三十七年度の新規

からそういうところの恒久施設を増

強して、堤内地の滞水排除をはかる、

こういうふうな考えております。それ

は防災事業として取り上げたい。それ

から一般の土地改良においても、排水

事業として取り上げられる場合もある

うかと思いますが、従来の滞水排除の

特例法等の適用されました地域等につ

いて、優先的に防災事業として、三十

七年度から恒久的な施設として取り上

げる、こういうふうな計画を進めてお

ります。

○芳賀委員 それではこの法律では応

急施設だけが対象になる。私の言った

のは恒久的な治水が完全にできて下流

も心配がない、逆水もこないというこ

とになれば、何も心配はないが、北海

道等においては、今の政府のやり方だ

とここ十年や十五年は心配があるわけ

ですね。そうするとその結果十年とか

十五年の期間は、やはりちゃんとした

排水施設もポンプ設備も設けなければ

ば、毎年同じような被害が累積する

ということになるわけですね。それは局長

が言われた後段の措置で、来年度から

予算を大幅にとりやるということで

すね。

○庄野政府委員 後段とおっしゃいま

すが、本条によりましては、災害が起

こりましたそのつど応急的に排水を

やった応急的な施設あるいはそれに要

しました費用、そういうものについて

十分の国の補助をするということにな

ります。それでそういう臨時滞水す

るところの恒久的な対策はいかんとい

うことに相なりますが、それは先ほど

申し上げましたように、治水計画とも

当然マッチしなければなりません、

それと並行いたしまして、排水ポンプ

あるいは排水路の掘き、そういうた

面も恒久的な施設として防災事業とし

て取り上げる、こういうふうな考えて

おります。

○芳賀委員 だからそれは一体建設省

の防災事業でやるということか、農林

省としてそれを農業保護の立場からや

るのか、その辺がはっきりしないと、

一体どこへ行行ってやりたいからと言

って相談したいかわからぬ。肝心なと

ころだけははっきり言ってくれればい

いのです。

○庄野政府委員 私は農林省の立場で

御答弁申し上げておりますので、私が

申し上げていることは農林省所管とし

てそういう排水防除の措置をする、

こういうことでございます。

○芳賀委員 天災融資法の関係だけ

は、重政農林大臣の出席を得たときに

質問することにして、きょうはこれで

終わります。

○永田委員長 五島虎雄君。

○五島委員 ずいぶん時間もたつてお

りますし、あと二人質問があるそうで

すから、できるだけ簡単にしておきた

いと思うのですが、この提案理由の説

明を読んでもみますと、午前中からずい

ぶんたび重ねて各委員から質問をされ

ておるわけですね、この法律を

提案したときには、総理府長官から説

明されたように、これは現在までの災

害の特例をより総合的に考慮し、そう

して合理的であつて、しかも恒久的な

制度を作ることとを目的としたものであ

る、こういう立場に立つて災害基本法

を土台にして今回の援助法ができた

いうことでございます。

ところが私は、まず具体的な質問に

入ります前に、拡大鏡的にはなります

けれども、たとえば東京の大震災が再

び発生したというようなことを想定す

れば、この法律で処理ができるのかど

うか、そういうことは法律を作られる

際に検討されたのかどうかということ

に一点触れて聞いておきたいと思いま

す。

○宮崎説明員 正直に申しまして、こ

の具体的な措置についての過去の実績

の取り扱い、いわば検討でございま

すが、これは主として二十八年災以降に

ついて検討が行なわれております。た

だ東京大震災という事例がございま

けれども、災害対策基本法そのものに

おきまして、そういう異常な大災害と

か、これについての規定もあります

ので、お話の通りいろいろ検討いたし

ております。ここにあります特別財政

援助という観点から見ますと、たと

えば公共団体であれば被害の程度もほ

んど今までの例のないくらい、六百

倍というところまで検討してござ

います。それと、それ被害の程度が

大きいほど、措置は従来よりも手厚く

やっておりますので、これでもって

相当程度対処し得るのじゃないかと考

えております。もちろんそういう非常

災害の場合には、予測しないような

問題も起こるかと思ひますが、そう

いった問題については、十分検討して

おるといふことは申し上げかねると

思ひます。

○五島委員 そうすると、三百万人口

の当時の東京大震災は、日本の経済を

破壊しそうなやつで、国民総決起とい

うことが行なわれたのですが、今や一

千百万になんとなす人口の中に、

もしもあのような種類の災害が起きた

場合は、いまだこの法律の検討の余地

外であるということ認識していいで

すね。そのときはそのときのことであ

る、こういうふうに考えていいで

すか。

○宮崎説明員 先ほど申しましたよう

に、この具体的な措置の検討につきま

して、どういふ検討が行なわれたかと

いうことを申し上げたわけございま

す。東京大震災というふうなものにつ

いて具体的な措置が当時とられたの

はいろいろ検討を行なっております

が、そういうものの中心をなします

ものにつきましては、これはむしろ戦

後の各種の災害立法の方がずっと手厚

く、しかも広範にできておりますの

で、そういう意味では大体そういう

具体的な措置については、災害復旧を

中心とする措置であれば、まず考えら

れておると言つていいかと思ひます。

ただ問題は、そういう非常災害になり

ますと、人命の大量の損失とか、災害

後の復旧というような問題ではなくし

て、災害直後のいろいろな緊急的な措

置、経済問題も含めました非常に大き

な問題になろうかと思ひます。そう

いった点につきましては、正直に申し

上げまして、ただいまあります財政援

助等に関する法律案の内容としては対

象外である、こう考えていいかと思

ひます。

○五島委員 そうすると極端に大きい

災害に対しては、いろいろの問題が付

随するから、これでは処理がでな

る、この法律の提案の基本的態度を

私はそういうふうに受け取っておき

たいと思ひます。そこで

個々について問題なのは、多くの委

員から言われましたように、これが総

合的に考慮されたことである、それ

から合理的であつた、そうしてこれが恒

久的な制度を作るといふことだから私

はここで、時間はちょっとおそいけれ

ども質問しておかなければならない

と思うのです。恒久的と言われま

す、ここに入らないものは計算の基礎

外になりますから、そこで問題だと思

ひます。

○宮崎説明員 先ほど申しましたよう

に、この具体的な措置の検討につきま

して、どういふ検討が行なわれたかと

いうことを申し上げたわけございま

ると思うのです。各省にあっても、災害のたびごとに問題になるから、これを一括統合してこうするのだというようなことで——これは基準に關係しますから問題なんです。そこで一般の平常のそのつどの具体的な措置によって、十分まかない得ることかどうか、非常に大きな災害が発生した場合、やられてしまった。またそういうようなことは——終末処理場の問題が、長野県の飯田市あたりでもありました。飯田市だけだから、まだ問題が多くは出てこなかったのですけれども、これが東京とか大阪とか京都とか大都市などに現われて、住民が便所することもできないというように、文明の利器が一躍非文明の原始に帰る、こういうようなことになったときは、国民の世論はもっと強いだろうと思うのです。それをイー・ジー・ゴイングに、今までやってあるから十分だといましても、そのときの費用というものは非常に高くなる。従ってこういうような重要な問題を将来に向かって論ずる場合は、明らかに立法の中に合理化しなければならぬ、これが合理化じゃなからうかと思うのです。総理府が合理化と言われますけれども、何を合理化されたのですか。何も合理化されてないじゃないですか。僕はそう思うのです。これを、どうですかと言ったって、そうだとすと言われたらおしまいだから、やめましょう。

この問題はどこへつくられるか、これは常識的に考えましても、終末を処理しなければなりませんから、海岸とかいゆる低地帯に建設されるわけです。それで、たとえば高波が来たりあるいは大水が出たり、その他予期せざる災害が起こった場合はここに集約されるというところは、これは想像にたぐないわけでごさいます。そこで、こういう問題について、さいぜんの質問ではございすけれども、はなはだ遺憾だ。そうすると、私が質問をしてあなたが答弁をされて、今後具体的な問題で処理していく、十分実行はできまと言われましても、この法律案を審議し、間もなく通るといふようになる、国民に対するところの法律になるから、これは重大である、私はこういうふうに思うのです。私は、この終末処理場の問題について、清掃法の問題について質問をしても、あなたは今後十分処置するといふような説明があるだろうというのを想像すると、おなか減っておりますから、どうですかという質問をする気力はもうなくな。そこでこういうようなことは、基本的に審議するところに保留をしなければならぬということに相なりま。そこで、今までの説明、病院の問題とかあるいは上水道、下水道、簡易水道、終末処理場の施設の問題をこれに取り上げなかつたといふことの説明は一応聞くとしても、私はここに態度を保留せざるを得ない。

ことしの災害に對しまして、災害特別委員会でも、委員長の席におられる永田委員から質問をされておるわけですが、これからの質問するようない問題についてどう処理をしていけるのかというところについて質問をした。というのは、兵庫県の淡路島が大津波に見舞われました。そしてそのタマネギが、これは淡路島の特産物ですが、水に見舞われて冠水したもので、みんな腐れてしまった。腐れたら大へんだ、タマネギが腐れたら、天災融資法をもって被災地指定が行なわれたら、また被災地指定の措置が行なわれると思ひますけれども、タマネギは腐れたらべしやべしやんになるのであります。そして畑で発酵してしまふのです。今度お百姓さんたちは、災害に襲われたら、災害の復興をしなればならぬ、タマネギの腐れることを防止しなければならぬ、そしてそれを排除しなければ大へんなことになる、こういうことで非常に困られた問題があります。それは農林省関係では、天災融資法でこういう問題の処理ができると思ひになつております。考査委員の説明に對して、これでこういう問題の排除までできるので、しょうか、ちよつと聞いておきます。

理まではできないということなんです。金を貸して処理せよといったって、災害を受けて収穫はないわ、お百姓さんたちは大へん困つておる。こういう場合大へんだ。とにかくタマネギが出るときは、荷車で道もふさがりうな状態です。そういう地域的な特異状況があります。

私はここでなぜ兵庫県の淡路島のタマネギの被害の問題を取り上げなければならぬかといふと、今後想定されるところの大きな災害々々に對処しなければならぬから、そこで淡路島のタマネギが災害を受けてお百姓さんたちが困つた、これをいかに処理するかという問題は、淡路島のみならず全国至るところに類例が発生するだろうという想定のもとに、私は淡路島のことを聞いておるわけです。これは、あいつは兵庫縣選出だから淡路島のことばかり聞くわいと思つてもらつたら困るのです。

そこで實際問題としては、淡路島のお百姓さんたちが困つたので、各市町村自治体がお百姓さんたちにかわつて、そのタマネギを排除するためにトラックを借りたり労働者を雇つたり、そしてどこにも捨てようがないから山の中に穴を掘つてタマネギを埋めなければならぬ。それは大へんなる労作であり、莫大な経費がかつた。これを放置しておけば肥料になるから——これは農林省にお尋ねしたいのですが、肥料になるのだつたら、また次の年の耕作にもプラス・アルファするのですからいいけれども、私は農業じゃないんでよくわかりませんけれども、タマネギは腐れたら肥料にならぬといふことを聞いておるのです。そうすると、あのまま発酵させてよからうか。そして農民が立ち上るためには重大な支障になる。従つて市町村団体ではその金を現在立てかけて排除し、山の中に穴を掘つて捨てたという。そのお金が何と四千万円から五千万円かつたという。事實は知りません。そういうような情報を聞きまして。それから、その四千万円は一体どこから出てくるのか、四千万円はお百姓さんたちが払わなければならぬのだらうかどうだらうか、こういう疑問が生じてくるわけです。ですから、藤田政務次官をかねて私尊敬しておりますけれども、地方自治体ではその旨に浮いたところの四、五千万円をどこから取り立てることができないかといふことで、財政の中に穴があきはいせぬかと思つて心配をしておられる。そういうような場合に、交付金制度の考慮等は行なわれぬのか、そして地域的に被災災害の指定があつた場合に、こういうような種類の問題をその基準の中に入れる必要はなからうかといふことです。それについて自治省の考え方を聞いておきたい。

○奥野政府委員 今回立法しようといひたしておりますのは、原則として天然災害に對する対策であると考えております。今のような特異な事例、それまで全部包括して規定するといふことまで考えていない。従来特別立法したような問題につきまして恒久立法化していかう、こういう趣旨で考えております。御指摘になりました淡路島の問題、私も承知いたしておるのであります。私が承知いたしておるものは、清掃事業法が何かで厚生省がめんどう

を見た、だから自治省の方でもさらにめんどろを見るようにしよう、こういうお話でございまして、市町村が積極的にそれについて作業をしないかなければならない性格のものでございませう、当然市町村の負担に属するものでございまして、市町村が負担に耐えられないように善後措置をしないかなければならない、こういうふうな考え方を持っているわけでございまして、具体的に厚生省の方の措置がどうなったかは聞いておりませんけれども、そういうような話し合いをした過去の経緯はございます。

○五島委員 これは特異な例であるというふうなことで、厚生省が清掃法関係によってこれを処理されることがあたりまえであろうというふうな奥野さんのお話で、御説明によると大蔵省もそれを認めたようなにおいがするわけでありまして、はたしてそうであるかどうかという事です。確かに私は、タマネギとして畑に存在するときは農業関係である、そしてそれが腐敗して住民が困って地方財政を一時流用しなければならなかったら、その面に限っては地方自治省の問題である、こう解釈しておる。しかしタマネギがくされて発酵して、住民の衛生上とかあるいは非常に景観がよくないとかいふような場合には、国民的視野からこれを排除し、健康を保持するという役割になる、厚生省ではなからうかと思うのです。そうすると建設省関係で推積土砂の排除の法律もここにありまして、ところがタマネギは植物物です、発酵すると液体化し気体化するでしょうから、どう考えても土砂とか砂利とかには読みかえられない。そうすると

堆積土砂の場合は農地に土砂とか泥土砂礫が入ったものを排除するのに補助してやろうという法律がある。それから今度は各住宅に堆積土砂、砂なんかが入ってきた場合、住まわなければならいせんから住民はバケツでも何でも一、二名古屋のあのとき見ましたけれども、一生懸命一週間も十日もかかって黒い泥土を出しておられた。ところがそれを道に置いた。道まで運んでおけばそれを排除するために厚生省が何とか見てやろう、こう言う。それならタマネギが腐敗して畑に置いては困るから道に出した。そうすると交通に差しつかえるし、それからまた環境衛生にも差しつかえるということになる。厚生省でなければならぬ。そういうふうな考え方をすれば、清掃法の十八条で限定はあるけれども、こういうふうな特異な事情といひましても、私は特異な事情とは判断しません。タマネギは淡路ばかりではないのですから、これは淡路ばかりではない問題が起こり得るのではない。そこで厚生省関係として環境衛生局長はこの問題を――これは自治省がそう言われるのですから、厚生省ではいふん検討されたように受け取れるわけですから、この問題についてどう解釈しておられますか。

○五十嵐政府委員 淡路のタマネギの災害の問題でございまして、これは私も前に御陳情も受けたるは写真あるいは一部の書類等でも事情を拝見したいは拝聴したわけでございます。この問題は御指摘にございまして、腐敗したあと肥料になるというふうなことでないかとございまして、その成分から見まして、環境衛生上も

いろいろ障害になる点があるというふうな了解いたしました。それで、それを排除するために多額の費用を要したということも承知いたしておりますが、その関係から清掃法の適用によりまして災害時の清掃事業として何がしかの財政的な援助ができないかという御趣旨の御陳情を受けたわけでございます。私もこの点につきましましては、従来災害時の清掃につきましましては、先ほども申し上げましたように、清掃事業に対して予算措置で二分の一あるいは三分の二の補助をいたして参ったわけでございますが、この問題につきましましては各省からいろいろのお話があったわけでございまして、清掃法の適用というところもなかなかむずかしい問題がございまして、これははたして清掃法にいうゴミであるかどうか。基本的にさかのぼりますと、家庭の台所から出てくるゴミあるいはその他の雑芥というふうなものであるかどうかというふうな基本論まで出て参るわけでございます。その他今までの予算措置等の例を見ますと、災害救助法の適用というふうな関係も考慮に入れております。また市町村の義務として、特別清掃地域であるかないかというふうなことも予算措置の項目として考えられて参ったわけでございまして、これを簡単に清掃法の適用で補助ができるというふうには、なかなか解釈がむずかしいわけでございます。この問題の取り扱いについては、私どもの検討の段階でも非常に難航いたしておるわけでございまして、しかし先生からの御質問、御要望を含めた御質問と承りますので、私もさらに検討して

みたいと存じておるわけでございませう。

○藤田政府委員 実は私は初めてお聞きした問題でございまして、きわめて興味があると同時に重大な問題であると思ひます。実は私のことを申し上げて恐縮であります。淡路島のある村長を私の大学の同級生がずっとやっております。個人的にも非常に同情をいたしております。ただいま環境衛生局長から答弁がありましたように、厚生省として補助の態度が決定すれば自治省として直ちに起債の面あるいは年度末の特別交付税でできるだけめんどろを見る、こういう方針であります。

○五島委員 淡路のタマネギのことです。いふん飛躍してしまつて、いふん広がってしまったわけですが、今の藤田政務次官の答弁は期待できると思ふのです。それからまた環境衛生局長の説明は、今までの経過はそうである。そうして何らかの措置をしようというふうな積極的な態度であるように受け取れるけれども、清掃法の十八条で指定外の地域になるので、清掃法ではなかなかむずかしいところ言う。それから何をもつて環境衛生を保持しようとしておるのかというのを質問すると妙なふうになつて、できないということになつたら大へん困る。そこでいふん肥料になるのかどうか、あるいは水になるとか空気になるとかいろいろ言っておられますけれども、これについては自治省にも聞きまして、厚生省にも聞きましたが、農林省関係としてはこれについて何らかの手が打たれたのかどうかということについて

て……。もうあまり質問しませんがね。

○津島政府委員 農業関係においては、やはり先ほどもお答え申したと思ひますが、天災融資法で救済に当たると、それ以外にはどうもないようであります。

○五島委員 今の農林政務次官の説明で、天災融資法で……。あれは少額の融資であつて、そういうところまでは救済できない、私はそういうふうに解釈しておるわけですが、従つて、この問題が天災融資法で処理する問題なら、ここで特別、時間もおそいのに質問はいたしません。そうすると、農林省は天災融資法で救済し得べからざるというの一部を天災融資法だけでやりたいと言う。自治省は、厚生省でいろいろ対策がきまつたら特別交付税でやりたい。厚生省は、なかなかむずかしいのだ、清掃法を適用することもむずかしいけれども、しかし住民の困つたことも、地方自治体の困つたこともよくわかるので努力したい。大蔵省は一体どう考えておられるのか。そこでこういうふうな各省関係で処理できない問題だから災害になるわけですから、非常に大きな災害になるわけですから、これはいふんも申しましたが、私はいふんもだから二へんも三へんも申しませんが、これは全国的に、タマネギばかりでなくほかの農作物でも、環境衛生法とか何とかいふものに関係してきて、自治省の財政に關係してきたときどうなるのだ、こういうふうなことになるのですから、安易な態度でこの法律を審議すべきではないと私は思つてここに來たんです。そうしたらやはりちょっと困る。

それで各省は、それぞれ寄り寄り頭を悩まし協議をしておられることはわかるけれども、しかしどうしようということとは、もう何カ月にもなつてまだ結論がつかない。その間財政が、想像するにあれば多分せつぱ詰まつて立てかえたのでしよう。そうすると無理に取り立てることもできない。大へんなことになる。国民の被災を何とか処理しなければならぬのがこういう災害立法ではなからうかと思うのです。

そうすると、今まで説明されたのは、各省庁とも、農林省は天災融資法だけでやりたいと思つておる。百姓さんの問題ですよ。百姓さんが直接困つておるのに、農林省が何とかしてやろうというふうな気持を何も持っていない。天災融資法で何とか処理しますというふうなことは、絶対に立ち上ることはできないと私は思う。津島政務次官は農林省のオーソリティだと思つていたのですが……

大蔵省は来ておられますか。こういうふうなことで、この点についてどういふような態度をもつて臨みますか。私が希望したいのは、こういう問題はすばすばと解決してやつて、地元が非常に困らないように早くやつてもらいたいと思つておる。いかがでしょう。

○高柳説明員 大蔵省といたしましては、ただいま関係省からお話し申し上げたようないろいろむずかしい問題がありますので、その結論を待つて処置いたしたいと思つております。

○五島委員 結論が出たら、われわれが満足するように――委員の方でも、今初めて聞いた、そういうふうなことがあったのかというを言つておら

れるわけですが、善処してもらへるよう大蔵省に要望しておく。何といつてもきんちゃんくひを締めてゐるのは大蔵省でございすから。そこで各担当の方たちは、十分すみやかにこれらの対策を講ずるよう協議をしていただきたいと思つておる。

それから午前中に労働金庫の問題が出ました。そうして労働者住宅の建設の問題で、こういうふうなところがたとえ被災にあらた場合には援助しないのか、なぜこれに入れなかつたのかというふうなことになる。あるいは災害共済とかその他の事業が労働金庫で付属的に行なわれておるわけですから、それからまた一般の国民の生活を豊かにするための生活協同組合等々もございす。ところがその件については、たとえば中小企業関係としては共同利用の施設とか、あるいは農業関係では農業協同組合の施設の災害の補助の融資等々がうたわれております。なるほど研究しましたら、かねて生活協同組合などについては援助が非常に手薄いということ。そこで今まで補助の対象になつていない。ところが各都道府県は、生活協同組合やあるいは労働金庫が行なうところの厚生関係の事業については、いろいろ協力されておる。ところが鹿児島県の事例があるのですけれども、大火によつてみんな全焼してしまつた。それを復旧するためには四年間かかつたけれども、まだなお立ち上ることができないというふうな事例があります。ささやかな金をもつてそういう施設がつくられてい

る、そうして災害によつてべしやんことになる、こういうふうな事例に対するに、ただ単に若干の資金を融資すると

いうようなことでは、なかなか立ち上ることは困難であらうというようにわれわれは考えるわけですが、そこでずっと原案を見ましたけれども、生活協同組合等々の項目が見えませんが、そこで社会局長はどういうふうに考へておられるでしょうか、こういうふうなことを質問したい。

○大山政府委員 消費生活協同組合に關しましては、厚生省におきまして設備等の貸付金の予算を予算に計上しておるわけでございます。従来は、被災災害の例によりまして、伊勢湾台風の際におきまして、その年度の貸付金のワケが八百万円ございまして、それが、特に災害にかんがみまして、四百万円を増額して貸付を行なつたというふうな例があるわけでございます。今後の被災災害に際しましては、そのような例にかんがみまして、同様の措置を講じて参りたい、さうに考へております。

○五島委員 それではまだほかにありますけれども、時間がありませんからこれで終わりますが、さいせん申し上げましたように、いろいろな考へ方を保留せざるを得ない。それからタマネギの問題は早く結論を出すように要望いたしまして、質問を終わります。またの機会にいたします。

○永田委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 時間の関係もございすので、二、三問簡単に質疑をいたしておきたいと思つておる。あるいはダブつておるかも知れませんが、ダブつておりましたら簡単に答へていただいてけっこうだと思つておる。

一つ目は、政府は従来被災災害のつど国会を召集されて、特別立法を

制定しておいでになつたのであります。先国会で災害基本法ができましたので、その趣旨に従つてこれを整備し合理化して、そのつどさういふわづらわしいことをしなくてはならないようにしようということ、地方の災害を受けたところから初めから指針がわかつておつて、すみやかに災害復旧に着手し得るような形に持つていこうというわけがこの法案をまとめたわけでありまして、そこでお伺いしたい第一点は、一番初めの第二条の「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害」と、こゝに起つておりますが、近ごろひんぱんに起つております局地的な集中豪雨を受けた場合に、その地方にとつては非常な災害である。けれども、それが幸か不幸かあまり広範囲に起つてないというふうな災害が起る事例があるわけでありまして、私が、また先ほどの話で笑われるかわかりませんが、事例をとりますと、京都府で三年前に亀岡並びにその上の船井郡というところだけが実におびただしい災害を受けたのであります。ほんとうの局地的な集中豪雨を受けてそれが全般的被害にならないうちに、ここに「国民経済に著しい影響を及ぼし」というふうな事例に入るのかどうか。一つは何と申しますか、地方の財政負担の公平ということをお考えなすつておいでになる点から考へれば、そういうものも当然入れてやつていただきたいと思つておる。ありますが、これについてのお答を一つお願いしたいと思つておる。

○藤田政府委員 今回の法律は、御存

じの通り過去の、戦後の累次の被災災害特別法にかんがみて成案を得ておりますので、過去の特別法の実績等を勘案して個々の場合決定することにならうかと思つておる。

○玉置委員 今のお答でありまして、こゝに、二年の様子を見ておられますと、局地的な地震が起りましたり局地的なやがが起りましたと、その後大きなやがが起りましたと、固めて突つ込むという形が行なわれておるのです、変な言い方でありまして、ぼこんと一つだけありましてその前後にならないう場合は、遺憾ながらそれを見のがさざるを得ないような場合を私も知つております。そういうふうな場合のこと

を考へまして、その局地的な市町村にすれば重大な被害なものであります。が、そういう場合のものを漏らさず、この法案を提案されました柱の一つはそれじゃないかと思つておる。一つ十分配慮をいただきたい、かように思つておる。

それから二つ目でありまして、二つ目は、第三条におきまして十四項目にわたりました事例が載つておるわけでありまして、これがきょうまでの特別立法の件数で四十くらい、立法数で三十五、六です。さういふうちで、十ほど除外されておる。除外されておるものはどういふものであつて、それはどういふ意味で除外され、どういふような措置でもつてそれをカバーしていくかということでありまして、これについて、どこからお答をいただきたいか、一つお答を願ひます。

て、三・五・二というのは工事の進捗度合い、労務の問題その他があると思えますけれども、非常に早目に起こったその年度の災害と、非常におそく起こりました災害とでずいぶん違ってくるのではないかと、それをやはり一律に近いような形で予算の配分をされたい、そういう問題が起こってくるように思っていますので、この点につきまして、会計年度の予算配分ではなくて、予算の運用につきましても、十分な御配慮をいただきたい、かように思います。

二番目に建設省の局長さんにお伺いしたいのですが、関連事業をこの問題の二項に取り上げていただきまして、この方式に入ったということは、このごろの災害にかんがみまして非常に喜ばしいことだと思えますが、そこで関連事業というのは一体どうなんだ、山の奥から集中豪雨によりまして、がけくずれをして河川が破壊をします。その破壊をしたところだけが原形復旧の対象であって、残りは関連だという考え方はもうはやらぬのではないかと、う感じがするのです。そこだけは破壊をしましたけれども、全部がこれらの水量には耐えられないのです。どういうところでもって関連ときめ、どういうところで関連ときめないかといううな問題がかなり出てくるのではないかと、だからほとんど関連と考えずにやらなければならないような状況もしばしば見受けられるのではないかと、思いますが、これについての御所見をいただきたいと思えます。

○山内(一郎)政府委員 災害個所を復旧いたします場合に、災害復旧、それから災害関連事業、それからさらに治水の根本的な改良事業の三本立てで現在やっているわけでございます。災害個所が、一カ所だけ単独に起きた場合、その前後の弱いところはできるだけ災害関連事業で拾って参りたいと思えますが、それ以上に全般的に堤防が低いような場合、これはやはり治水事業でやる、こういう方針で現在やっております。せっかく第二号に災害関連事業が入りましたので、災害関連事業としてできるだけとりまして、御趣旨のような線に沿ってやって参りたいと思えます。

○五置委員 そういう意味で、かねて関連事業には今の四分の三ではなくて、もう少し高率にやってもらいたいというところをお願いしておいたのが、ここに一緒に合算になることになりましたから、幾分地方財政の負担を軽減することになると思えますが、一つ十分な御配慮をいただきたい、かように思います。

その次に、まことに恐縮ですが、文部省の学校の災害のことですが、これはかねてからお願いをしておるのであります。坪数計算がござい、ますので、災害が起きましたも、健全坪数、生徒数にかけず坪数の計算で残っているのがそっちにひつかからないうと、いたずらに地方財政だけでこれを復旧せざるを得ないというのが現状だと思えますが、その町村としては、それはそれでむだでなくて使っておったのです。現在の坪数計算が非常に窮屈であるというふうな意味で、すでに建ておるものがこわれたのですから、それだけは少なくともあの坪数計算の新設をする場合とは別にして、これは認めるというふうな方向に一つ改

正をしていただきたいということをお願いをしておるわけであり、また、今後の御所見、御決意というものを、お聞かせいただきたいと思えます。

○杉江政府委員 現在の法律の原形に復旧するというのは、施行令で補助対象坪数として、被災坪数を基準で打ち切る建前がとられております。このことは一応国の措置すべき基礎数字としてそのような考え方をとることはやむを得ないことだと考えますが、しかし現在の政令におきましても、そのような原則を画一的に適用することの不合理的を認めまして、特に教育上著しく不適当であると認められる場合においては、被災坪数で補助対象坪数とすることができ、こういう規定がござい、ます。今までもこの規定の援用によりまして、かなりの程度にこの被災坪数までを見ております。今後一そうこの規定の援用によりまして、そのような措置をとりたいと考えておるわけでございます。

なお基本的には基準の問題がござい、ます。現在の基準は確かに私も低過ぎるかと考えて、これを改正するように努力したいと考えております。そのような措置によりまして、一そう実情に即し、合理的な措置ができることになろう、こう考えております。

○五置委員 同様なことを農林省にお願いをしたいのですが、共同施設の補助の件でござい、ます。農家は激甚地でのくらの補助をもらえ、というの、で、やれやれと思っております。現実になりますと、二十四年のなんぼというやつで、結局セロに近い結果、あるいは古い建物では一割に満たないとい

うことになりまして、まるっきりだまされたような感じがするわけです。詳しく法律を知っておればいいのでし、うけれども、非常にわかりやすい法律にしておかなければいけない。法律にみれば法律というものは、うものじゃやないでしようか。二十四年経過しておるものはだめなんだ、十二年で半額だ、半額補助を受けて半分です。二割五分ということになりやうと思ふのですが、こういうことも一つぜひとも御考慮をいただきたい、かように思います。

それから最後に二つであります。先ほど岡本先生からもお話がありましたが、災害常備地帯の問題は、連年災害だけでなく、建設省その他の工事をやりますにつかましても、常に冠水する地帯は一朝一夕でこれが片づきません。毎年二回、三回にわたって災害を受けておるやつを、連年災害ということだけでこいつを糊塗するということとは無理じゃないか、これにつきましても、抜本的なお考えで一つ立法をしていただきたい、かように思います。

なお最後に、災害救助法であります。現在まで災害救助法にかかりま、す。非常に町村で喜んでおります。今度は災害救助法をかけてもらいたいというので、みんな町村長さんは府県知事のところに走ったものです。ところが災害救助法がきまったとい、てもたかだかろうそく数本、握り飯約一週間分、手布、金だらけ三人に一つというところが落ちなんです。災害を受けた者は、災害救助法を受けてどのようにしてもらえるものかと喜んでお、つた。こんなものかというのが実情なんです。当時は災害の激甚地を指定する

場合、よく救助法発動地域によったもので、今度はこの法律ができたからそのことはほとんど意味がなくなるわけですね。救助法そのものを根本的に考え直さなければ、この間若干の改正はござい、ましたけれども、あれではほんとうの救助には大した役に立たないのじゃないか、こういうことにつきま、して格段の御配慮をいただきたい、かように思います。

非常におそくなりまして勝手なことをお願いをいたしましたまことに恐縮に存じます。

○永田委員長 本連合審査会はこれにて終了いたします。長い間御苦労さんでした。

午後六時二十四分散会

昭和三十七年八月二十九日印刷

昭和三十七年八月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局